

(案)

令和元年度

石川県卸売市場の概要

令和2年3月

石川県農林水産部

目 次

I	卸売市場の概要.....	- 1 -
II	中央卸売市場の概要.....	- 7 -
III	地方卸売市場の概要.....	- 10 -
IV	地区卸売市場の概要.....	- 15 -
V	参考資料	

1 卸売市場の概要

県内の卸売市場法に基づく卸売市場数は、中央卸売市場 1、地方卸売市場 12、地区卸売市場 7、計 20 市場である。(平成 31 年 3 月 31 日現在)

1 種類別市場数 (平成 31 年 3 月 31 日現在)

県内の卸売市場を種類別に見ると、水産(産地)市場が最も多くなっている。

種類	区分	中央卸売市場	地方			市場計	地区卸売市場	合計
			公設	卸売	民営			
総合(青果・水産)		1	2		2		3	
青果				1	1		2	
水産(産地)				7	7	6	13	
花き			1	1	2		2	
計		1	3	9	12	7	20	

2 年次別市場数 (平成 31 年 3 月 31 日現在)

県内の卸売市場は、南加賀公設地方卸売市場(昭和 58 年 10 月)や七尾市公設地方卸売市場(昭和 60 年 10 月)、金沢市公設花き地方卸売市場(昭和 62 年 11 月)の新設に伴う統廃合のほか、旧すずし漁業協同組合地方卸売市場と近隣 3 地区市場の統廃合(平成 14 年 6 月)などにより、現在 20 市場となっている。

区分	青果・水産	青果	水産	花き	合計
昭和 50 年	2	9	28	4	43
昭和 53 年	2	9	30	4	45
昭和 59 年	2	6	29	4	41
昭和 61 年	3	2	17	4	26
昭和 63 年	3	2	16	2	23
平成 15 年以降	3	2	13	2	20

3 組織形態別市場数 (平成 31 年 3 月 31 日現在)

県内の卸売市場を組織形態別に見ると、水産物産地市場の開設者である漁業協同組合の割合が高い(65%)。

市場区分	組織形態別		漁業協同組合	株式会社	その他	合計
	地方公共団体 (事務組合含む)					
中央	総合(青果・水産)	1				1
	総合(青果・水産)	2				2
地方	青果			1		1
	水産(産地)		7			7
	花き	1		1		2
	計	3	7	2		12
地区	青果				1	1
	水産(産地)		6			6
	計		6		1	7
合 計		4	13	2	1	20

4 市町別市場数 (平成31年3月31日現在)

区 分	市場数	加賀市	小松市	白山市	金沢市	七尾市	輪島市	珠洲市	志賀町	穴水町	能登町
中央卸売市場	1				1						
地方卸売市場	12	1	1		4	1	1	1	1		2
地区卸売市場	7	1		1	1	1	1			1	1
合 計	20	2	1	1	6	2	2	1	1	1	3

5 市場関係者数 (平成31年3月31日現在)

市場区分	関係者		市 場 数	開 設 者 数	卸 売 業 者 数	仲 卸 業 者 数
	青 果	水 産				
中央	総合 (青果・水産)		1	1	3	34
	総合 (青果・水産)		2	2	5	11
地方	青 果		1	1	1	0
	水産 (産地)		7	1	1	6
	花 き		2	2	2	4
	計		12	6	9	21
	青 果		1	1	1	0
地区	水産 (産地)		6	1	1	0
	計		7	2	2	0
合 計		20	9	14	55	

6 石川県における卸売市場の取扱実績の推移 (平成31年3月31日現在)

(1) 取扱量の推移

(単位：青果・水産；トン、花き；千本)

区分	金沢市中央卸売市場			地方卸売市場				
	青果	水産(消費)	合計	青果	水産(消費)	水産(産地)	花き	合計
5年度	104,542	103,953	208,331	52,148	18,243	91,302	84,951	161,693
6年度	104,542	101,479	206,021	49,210	26,211	72,113	84,547	147,534
7年度	107,027	102,154	209,181	47,534	22,381	62,068	85,162	131,983
8年度	100,945	101,282	202,207	45,090	18,208	72,553	83,962	135,851
9年度	104,982	97,177	202,159	44,677	19,312	68,288	84,173	132,277
10年度	99,579	93,810	193,389	40,830	16,603	56,098	81,199	113,531
11年度	101,388	100,816	202,204	44,450	20,329	67,347	83,055	132,626
12年度	102,648	101,610	204,258	42,511	18,924	59,577	80,907	121,012
13年度	103,315	97,946	201,261	41,349	13,462	51,798	76,430	106,609
14年度	99,358	88,324	187,682	39,514	14,912	45,887	74,117	100,313
15年度	96,610	84,986	181,596	38,701	12,974	43,945	71,872	95,620
16年度	94,525	78,388	172,913	36,910	15,678	41,397	69,455	93,985
17年度	97,485	72,203	169,688	35,683	13,525	39,637	64,274	88,845
18年度	91,336	67,673	159,009	32,556	16,412	55,198	69,962	104,166
19年度	91,022	64,801	155,823	32,257	15,856	47,571	69,181	95,684
20年度	90,077	62,034	152,111	29,557	16,389	50,115	69,264	96,061
21年度	90,795	59,581	150,376	28,514	17,143	43,362	65,624	89,019
22年度	90,931	57,748	148,679	24,775	15,562	45,331	61,949	85,668
23年度	94,776	55,553	150,329	24,752	15,075	44,657	61,677	84,484
24年度	94,489	55,611	150,100	23,812	11,776	42,494	58,246	78,082
25年度	94,886	55,124	150,010	21,681	19,750	52,246	65,828	93,677
26年度	93,152	52,046	145,198	20,261	14,945	43,284	53,900	78,490
27年度	89,598	52,960	142,558	18,903	17,130	53,305	60,815	89,338
28年度	88,905	50,320	139,225	17,680	15,371	45,361	58,727	78,412
29年度	90,105	47,498	137,603	17,809	7,479	36,046	57,993	61,334
30年度	85,440	46,797	132,237	16,995	16,166	42,973	55,322	76,134

区分	金沢市中央卸売市場+地方卸売市場			地方卸売市場の割合(%)		
	青果	水産(消費)	水産(産地)	花き	合計	
5年度	157,526	122,196	91,302	84,951	371,024	43.6
6年度	153,752	127,690	72,113	84,547	353,555	41.7
7年度	154,561	124,535	62,068	85,162	341,164	38.7
8年度	146,035	119,470	72,553	83,962	338,058	40.2
9年度	149,659	116,489	68,288	84,173	334,436	39.6
10年度	140,409	110,413	56,098	81,199	306,920	37.0
11年度	145,838	121,145	67,847	83,055	334,830	39.6
12年度	145,159	120,534	59,577	80,907	325,270	37.2
13年度	144,664	111,408	51,798	76,430	307,870	34.6
14年度	138,872	103,236	45,887	74,117	287,995	34.8
15年度	135,311	97,960	43,945	71,872	277,216	34.5
16年度	131,435	94,066	41,397	69,455	266,898	35.2
17年度	133,168	85,728	39,637	64,274	258,533	34.4
18年度	123,892	84,085	55,198	69,962	263,175	39.6
19年度	123,279	80,657	47,571	69,181	251,507	38.0
20年度	119,634	78,423	50,115	69,264	248,172	38.7
21年度	119,309	76,724	43,362	65,624	239,395	37.2
22年度	115,706	73,310	45,331	61,949	234,347	36.6
23年度	119,528	70,628	44,657	61,677	234,813	36.0
24年度	118,301	67,387	42,494	58,246	228,182	34.2
25年度	116,567	74,874	52,246	65,828	243,697	38.4
26年度	113,413	66,991	43,284	53,900	223,688	35.1
27年度	108,501	70,090	53,305	60,815	231,896	38.5
28年度	106,585	65,691	45,361	58,727	217,697	36.0
29年度	107,914	54,977	36,046	57,993	198,937	30.8
30年度	102,438	62,963	42,973	55,322	208,374	36.5

(注) 地方卸売市場は平成30年度地方卸売市場実態調査で集計。合計は、花きを除く。

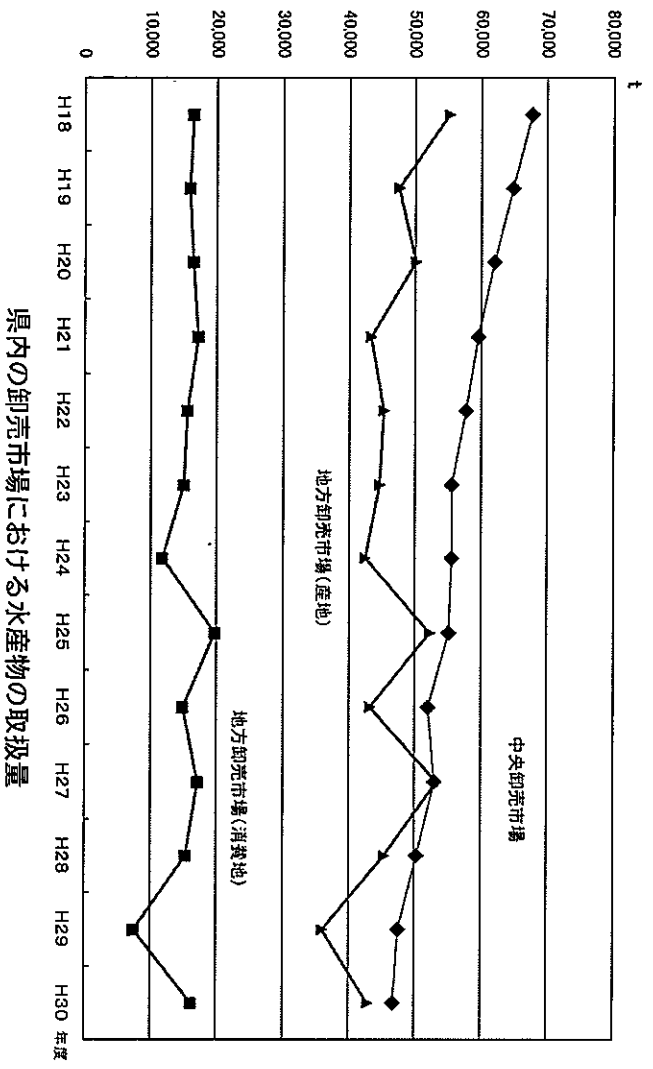
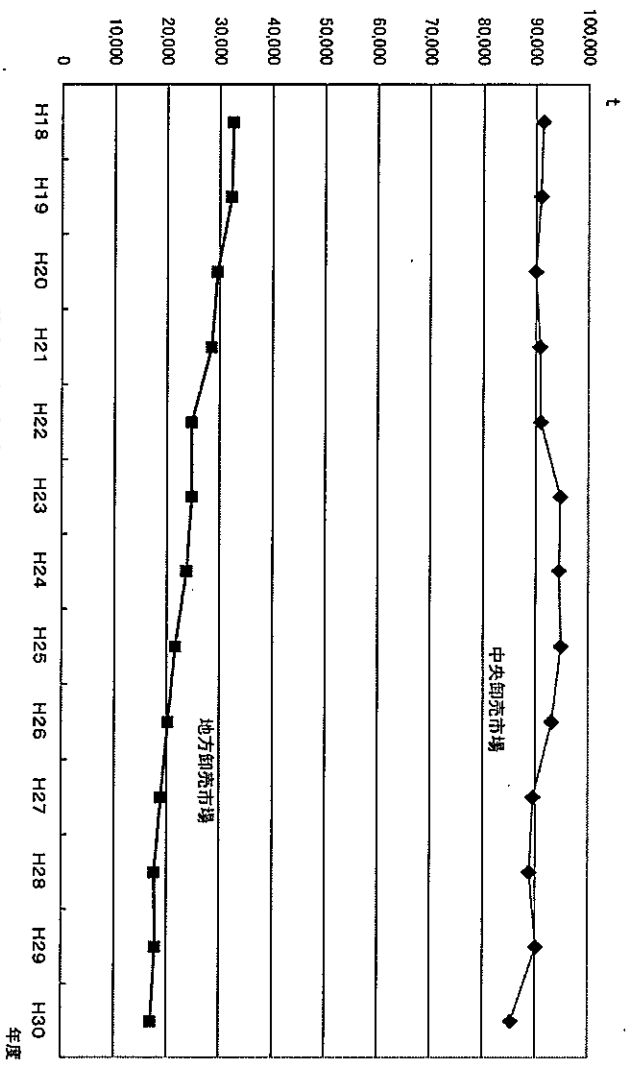
(2) 取扱高の推移

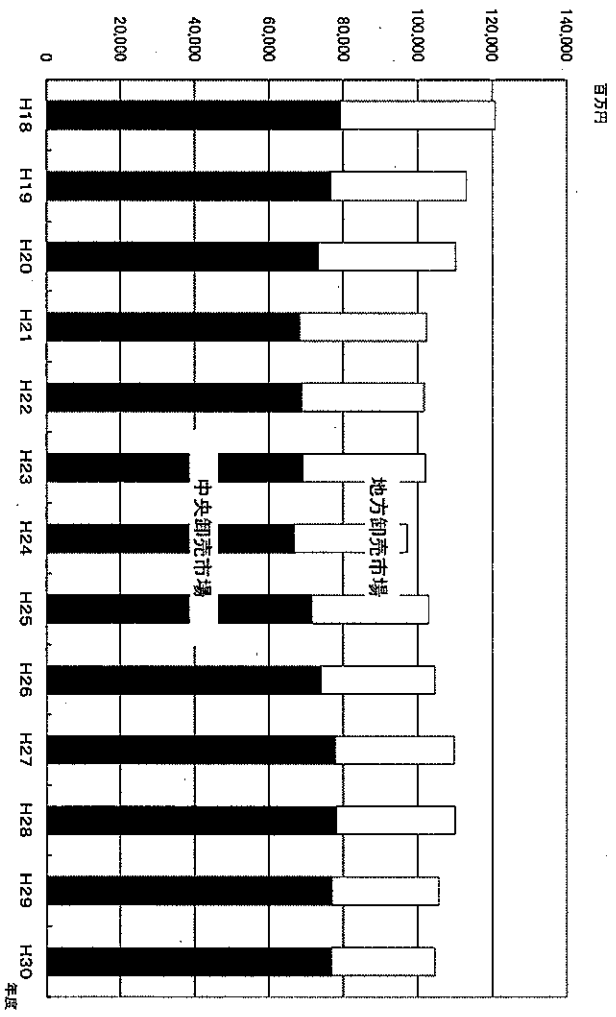
(単位：百万円)

区分	金沢市中央卸売市場			地方卸売市場		
	青果	水産(消費)	合計	青果	水産(消費)	水産(産地)
5年度	29,265	91,796	121,061	13,733	11,837	19,814
6年度	28,534	88,070	116,604	12,913	11,457	20,757
7年度	27,666	87,136	114,802	11,936	11,308	20,740
8年度	26,846	88,659	115,505	11,385	10,894	20,520
9年度	27,196	87,421	114,617	11,038	10,957	19,595
10年度	28,672	83,558	112,230	11,154	10,539	19,163
11年度	25,606	81,431	107,037	10,423	10,548	19,436
12年度	24,608	77,645	102,253	9,791	9,762	16,909
13年度	23,260	72,807	96,067	8,959	8,624	15,576
14年度	24,398	69,505	93,903	8,583	7,912	16,423
15年度	23,555	64,456	88,011	8,151	7,449	15,331
16年度	23,800	60,891	84,691	8,300	7,438	15,585
17年度	22,433	57,699	80,132	7,462	6,785	14,992
18年度	22,626	56,748	79,374	7,343	7,548	21,895
19年度	22,185	54,403	76,588	7,278	7,095	17,438
20年度	21,786	51,694	73,480	6,622	7,341	18,756
21年度	21,285	47,070	68,355	6,310	7,029	16,697
22年度	23,145	45,808	68,953	6,092	6,469	16,853
23年度	22,915	46,308	69,223	5,672	6,655	16,587
24年度	22,058	44,862	66,920	5,290	5,802	15,544
25年度	23,976	47,556	71,532	5,094	6,040	16,543
26年度	24,293	49,890	74,183	4,869	5,927	16,111
27年度	25,569	52,346	77,915	4,848	5,927	17,945
28年度	26,284	52,020	78,304	4,919	5,484	18,330
29年度	25,651	51,382	77,033	4,746	4,863	16,103
30年度	24,724	52,044	76,768	4,590	4,969	15,310

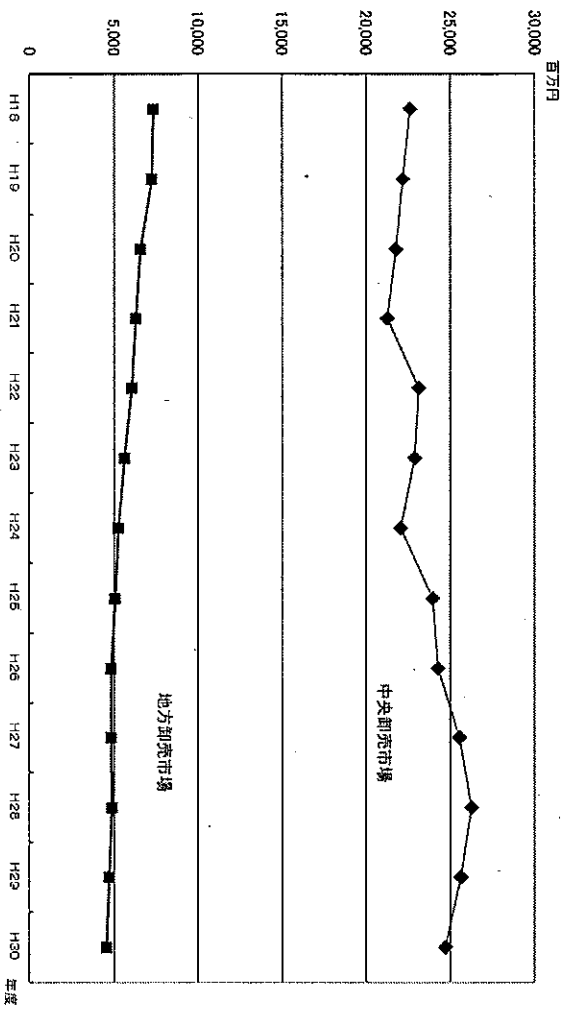
区分	金沢市中央卸売市場+地方卸売市場			合計	地方卸売市場 の割合(%)	
	青果	水産(消費)	水産(産地)			
5年度	42,998	103,633	19,814	6,776	173,221	30.1
6年度	41,447	99,527	20,757	6,788	168,519	30.8
7年度	39,602	98,444	20,740	6,783	165,569	30.7
8年度	38,231	99,553	20,520	6,587	164,891	30.0
9年度	38,234	98,378	19,595	6,571	162,778	29.6
10年度	39,826	94,097	19,163	6,729	159,815	29.8
11年度	36,029	91,979	19,436	6,019	153,463	30.3
12年度	34,399	87,407	16,909	5,460	144,175	29.1
13年度	32,229	81,431	15,576	5,234	134,470	28.6
14年度	32,981	77,417	16,423	5,248	132,069	28.9
15年度	31,706	71,905	15,331	4,987	123,929	29.0
16年度	32,100	68,329	15,585	5,170	121,184	30.1
17年度	29,895	64,464	14,992	4,565	113,916	29.7
18年度	29,969	64,296	21,895	4,612	120,772	34.3
19年度	29,463	61,498	17,438	4,581	112,980	32.2
20年度	28,408	59,035	18,756	4,074	110,273	33.4
21年度	27,595	54,099	16,697	4,032	102,423	33.3
22年度	29,237	52,277	16,853	3,367	101,734	32.2
23年度	28,587	52,963	16,587	3,854	101,991	32.1
24年度	27,348	50,664	15,544	3,726	97,282	31.2
25年度	29,070	53,596	16,543	3,717	102,926	30.5
26年度	29,162	55,817	16,111	3,524	104,614	29.1
27年度	30,417	58,273	17,945	3,193	109,828	29.1
28年度	31,203	57,514	18,330	3,138	110,185	28.9
29年度	30,397	56,245	16,103	2,980	105,725	27.1
30年度	29,314	57,013	15,310	2,916	104,553	26.6

(注) 地方卸売市場は平成30年度地方卸売市場実態調査で集計。

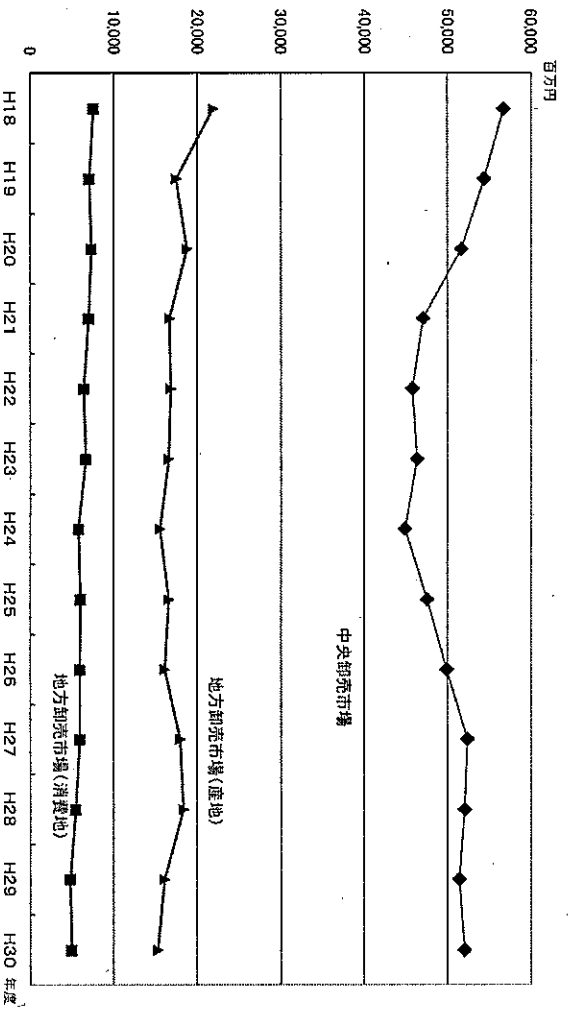




県内の卸売市場の取扱高の推移



県内の卸売市場における青果物の取扱高



県内の卸売市場における水産物の取扱高

II 中央卸売市場の概要

1 市場の概要 (平成 31 年 4 月 1 日現在)

- (1) 名 称 金沢市中央卸売市場
- (2) 所在地 金沢市西念 4 丁目 7 番 1 号 電話 (076) 220-2711
- (3) 開設許可年月日 昭和 41 年 6 月 24 日
- (4) 業務開始年月日 昭和 41 年 7 月 18 日
- (5) 開設者 金沢市
- (6) 取扱品目
 - ①青果部 野菜、果実及びこれらの加工品並びに規則で定めるその他の食料品
 - ②水産物部 生鮮水産物及びその加工品並びに規則で定めるその他の食料品
- (7) 開設区域 金沢市

2 開場の状況 (平成 31 年 4 月 1 日現在)

- (1) 開場日
 - ①日曜日 次の日を除き毎日開場する。
 - ②「国民の祝日に関する法律」第 3 条に規定する休日
 - ③1 月 2 日～1 月 4 日
 - ④12 月 31 日

但し、市長が特に必要と認めるときは休日に関場し、休日以外の日に開場しないことができる。

平成 31 年開市日数	
青果部	253 日
水産物部	258 日

- (2) 開場時間 0 時 00 分～18 時 00 分
- (3) 販売時間
 - ⑤青果部 3 時 00 分～17 時 00 分
 - ⑥水産物部 3 時 30 分～15 時 00 分

- (4) せり開始の時刻
 - ⑦青果部 6 時 00 分
 - ⑧水産物部 3 時 30 分

3 市場施設規模 (平成31年4月1日現在)

(1) 市場内面積 86,116 m²

(2) 施設の概要

施設の種類	規模	棟別	規模
卸売場	16,043 m ²	本館卸売場 第2卸売場 青果第3卸売場 活魚卸売場	7,688 m ² 4,848 m ² 2,757 m ² 750 m ²
仲卸売場	10,230	1F 8,030 m ² 2F 2,200 m ²	1店舗当たり 49~162 m ² 1店舗当たり 24~142 m ²
買荷保管所	1,753		
冷蔵庫	1,800		
青果専用低温貯蔵庫	860		
倉庫	252	青果加工食品倉庫	
業者事務所等	5,642	本館卸売場 2F ほか 第2卸売場 2F ほか その他	
関連事業者店舗等	5,247	関連商品売場 A棟・B棟・C棟 食品検査・相談室 金融機関等	
管理事務所	695	管理事務室 会議室 更衣室 運営協会 休養室	476 m ² 170 m ² 9 m ² 40 m ²
福利厚生施設	95	診察室・理髪店 休養室	30 m ² 65 m ²
見学者通路	1,063	第2卸売場中 2F 及び本館卸売場 2F との連絡通路	
立体駐車場	10,732	433 台	
平地駐車場	35,472	849 台	
第3卸売場屋上駐車場	2,575	87 台	
クレーンセンター	1,041		
青果配送センター	515		
その他施設	132	ポンプ室、入場管理棟、便所	
水産衛生センター (金沢市才田町戊 370-5)	2,328	地階 1階 2階	124 m ² 2,012 m ² 192 m ²

4 市場の機構 (平成 31 年 7 月 1 日現在)

(1) 機構

開設者	金沢市
卸売業者	青果部 1 社 水産物部 2 社
仲卸業者	青果部 15 社 水産物部 19 社
売買参加者	青果部 174 人 水産物部 133 人
関連事業者	第 1 種関連事業者 (食料品卸売業・冷蔵庫業等) 35 店舗 乾物 3、鶏卵 1、食肉 1、豆腐 1、菓子 3、種苗 1、冷蔵 1、運搬 2、食品加工 12、冷凍食品 1、食品一般 8、雑貨販売 1
50 業者	第 2 種関連事業者 (金融業・日用品雑貨販売業・その他) 15 店舗 食堂 8、喫茶 2、清掃 1、日用雑貨 1、金融機関 2、仕出し 1

(2) 卸売業者の概要

卸売業者名 (代表者名)	払込済 資本金 千円	従業員数			電 話	業務開始 年月日
		計	役員	職員		
青果部 丸果石川中央青果株式会社 代表取締役社長 松本 久典	130,000	105	9	96	(076) 264-7158	S41. 7. 18
水産物部 石川中央魚市株式会社 代表取締役会長 横町 博一	154,000	77	8	69	(076) 223-1364	S41. 7. 18
ウロコ水産株式会社 代表取締役社長 川邊 俊彦	96,000	62	5	57	(076) 233-1925	S54. 5. 11

(3) 買受人の概要

区 分	員 数	団体名	代表者名		電話番号
			理事	組合長	
青果部	仲卸業者	15 社	金沢中央市場青果卸売協同組合		261-6366
			103 人	金沢市青果食品商業協同組合	
	売買参加者 (174人)	66 人	加能地区青果協同組合		265-6674
		4 人	石動地区青果組合		(0766) 67-0129
		1 人	市 外	一般売買参加者	
水産物部	仲卸業者	19 社	金沢中央水産物卸協同組合		261-6368
			76 人	金沢魚商業協同組合	
	売買参加者 (133人)	12 人	金沢中央市場発送仲卸協同組合		265-6035
		13 人	加越能水産商業協同組合		231-5310
		14 人	市 内	一般売買参加者	
17 人	市 外				
1 人	その他(2番せりのみ)				

III 地方卸売市場の概要

1 市場数の状況 (平成 31 年 3 月 31 日現在)

(1) 開設者の組織形態別市場数

区分	公設			民営							合計
	地方公共団体	第3セクター	事業協同組合	農業協同組合	漁業協同組合	株式会社	その他会社	任意組合	個人		
総合(青果・水産)		2									2
青果						1					1
水産物(消費地)											
水産物(産地)					7						7
花き	1					1					2
合計	3				7	2					12

(2) 用地面積の規模別市場数

区分	1,500㎡未満	1,500㎡以上～2,000㎡未満	2,000㎡以上～3,000㎡未満	3,000㎡以上～3,500㎡未満	3,500㎡以上～4,000㎡未満	4,000㎡以上～5,000㎡未満	合計
総合(青果・水産)							
青果	1						
水産物(消費地)							
水産物(産地)		1		1			2
花き			1				1
合計	1	1	1	1			2

区分	5,000㎡以上～10,000㎡未満	10,000㎡以上～20,000㎡未満	20,000㎡以上～30,000㎡未満	30,000㎡以上～40,000㎡未満	40,000㎡以上	合計
総合(青果・水産)						
青果				1		1
水産物(消費地)						
水産物(産地)	2	1				7
花き	2					2
合計	4	1	1		1	12

(3) 卸売場の規模別市場数

区分	500㎡以上～700㎡未満	700㎡以上～1,000㎡未満	1,000㎡以上～1,200㎡未満	1,200㎡以上～1,500㎡未満	1,500㎡以上～1,700㎡未満	1,700㎡以上～2,000㎡未満	合計
総合(青果・水産)							
青果	1						
水産物(消費地)							
水産物(産地)				2		1	
花き				1			
合計	1			3		1	

区分	2,000㎡以上～3,000㎡未満	3,000㎡以上～5,000㎡未満	5,000㎡以上～7,000㎡未満	7,000㎡以上～10,000㎡未満	10,000㎡以上	合計
総合(青果・水産)						
青果	1			1		2
水産物(消費地)						
水産物(産地)	3	1				7
花き	1					2
合計	5	1		1		12

(4) 取扱金額の規模別市場数

区分	5億円未満	5億以上～ 10億円未満	10億以上～ 15億円未満	15億以上～ 20億円未満	20億以上～ 50億円未満	50億以上～ 100億円未満	100億以上	合計
総合(青果・水産)					1	1		2
青果	1							1
水産物(消費地)								
水産物(産地)		1	3		2	1		7
花き		1	1					2
合計	1	2	4		3	2		12

2 卸売業者数の状況 (平成31年3月31日現在)

(1) 組織形態別卸売業者数

区分	農業協同組合	漁業協同組合	株式会社	その他 会社	任意組合	個人	合計
青果			3				3
水産物(消費地)			3				3
水産物(産地)		7					7
花き			2				2
合計		7	8				15

(注) 水産物(産地)については市場ごとに計上

(2) 資本金の規模別卸売業者数

区分	1,001万円以上～ 1,500万円以下	1,501万円以上～ 2,000万円以下	2,001万円以上～ 3,000万円以下	3,001万円以上～ 5,000万円以下	5,001万円以上～ 10,000万円以下	合計
青果			1	2		1
水産物(消費地)						
水産物(産地)					1	1
花き					3	2
合計			3	2	3	2

区分	10,001万円以上 ～ 50,000万円以下	50,001万円以上	個人経営	地方公共団体	合計
青果					3
水産物(消費地)					3
水産物(産地)		7			7
花き					2
合計		7			15

(3) 取扱金額等の規模別卸売業者数

取扱金額

区分	5億円未満	5億以上～ 10億円未満	10億以上～ 15億円未満	15億以上～ 20億円未満	20億以上～ 50億円未満	50億以上～ 100億円未満	100億円以上	合計
青果	1		1		1			3
水産物(消費地)		1		1	1			3
水産物(産地)			1	3	2	1		7
花き			1	1				2
合計	1	2	5	2	4	1		15

(注) 水産物(産地)については市場ごとに計上

3 買受人の状況 (平成 31 年 3 月 31 日現在)

業者区分	人数
仲卸業者	21社
小売業者	1,190人
仲買業者	98人
加工業者	63人
他市場の卸売業者	14人

4 品目別入荷形態の状況 (平成 31 年 3 月 31 日現在)

(1) 青果 (単位：百万円)

区分	委託		買付		小計
	野菜	果実	野菜	果実	
個人生産者	野菜	337			337
	果実	34			34
計		371			371
商人又は商社	野菜	246	352		598
	果実	430	475		905
計	676	827			1,503
任意組合	野菜	13			13
	果実	19			19
計	32				32
共同組合及び連合会	野菜	497	1		498
	果実	352			352
計	849	1			850
中央卸売市場からの転送	野菜	100	115		215
	果実	35	105		140
計	135	220			355
中央卸売市場以外の市場からの転送	野菜	447	552		999
	果実	14	279		293
計	461	831			1,292
その他	野菜	2	137		139
	果実	2	46		48
計	4	183			187
計	野菜	1,642	1,157		2,799
	果実	886	905		1,791
計	2,528	2,062			4,590

(2) 水産物 (消費地市場) (単位：百万円)

区分	委託		買付		小計
	生鮮	冷凍	生鮮	冷凍	
個人生産者	生鮮	1,389			1,389
	冷凍				
計	1,389				1,389
商人又は商社	生鮮	467	1,251		1,718
	冷凍		391		391
計	70	279			349
任意組合	生鮮	537	1,921		2,458
	冷凍	53			53
計	53				53
共同組合及び連合会	生鮮		50		50
	冷凍	280			280
計	15	132			147
中央卸売市場からの転送	生鮮		135		135
	冷凍		57		57
計	15	324			339
中央卸売市場以外の市場からの転送	生鮮				
	冷凍				
計					400
その他	生鮮		400		400
	冷凍				
計			400		400
計	生鮮	2,204	1,833		4,037
	冷凍	70	526		526
計	2,274	2,695			4,969

(3) 花き

(単位：百万円)

区	分	委託			買付	小計		
		数量	金額	数量		数量	金額	数量
個人生産者	切花	625		33		658		
	鉢物	347		6		353		
	花木	44				44		
	計	1,016		39		1,055		
商人又は商社	切花	496		18		514		
	鉢物			1		1		
	花木			2		2		
	計	497		20		517		
任意組合	切花			50		50		
	鉢物			44		44		
	花木			12		12		
	計			106		106		
共同組合 及び連合会	切花	918		90		1,008		
	鉢物	84		1		85		
	花木	29				29		
	計	1,031		91		1,032		
中央卸売市場 からの転送	切花			47		47		
	鉢物							
	花木			9		9		
	計			47		47		
中央卸売市場以外の 市場からの転送	切花							
	鉢物							
	花木			66		66		
	計							
その他	切花			1		1		
	鉢物			1		1		
	花木			1		1		
	計			3		3		
計	切花	2,136		199		2,335		
	鉢物	476		17		493		
	花木	85		3		88		
	計	2,697		219		2,916		

5 販売方法の形態 (平成31年3月31日現在)

(単位：数量 トン・千本、金額 百万円)

区	分	せり・入札			相対			その他			計		
		数量	金額	数量	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	
青果	野菜	3,087	610	8,327		2,189		11,414		2,799			
	果実	138	45	5,443		1,746		5,581		1,791			
	計	3,225	655	13,770		3,935		16,995		4,590			
水産物	生鮮	14,110	2,519	1,261		1,518		15,371		4,037			
	冷凍 加工			441		526		441		526			
	計	14,110	2,519	2,056		2,450		16,166		4,969			
花き		35,593	1,072	15,478		1,844		52,071		2,916			
その他			4,246	15,826		8,229		33,161		12,475			
	計	17,335	4,246	15,826		8,229		33,161		12,475			

(注1) 水産物産地市場を除く

(注2) 数量の縦計は、花きを除く

6 水産物産地市場の取扱高 (平成31年3月31日現在)

(単位：百万円)

区分	合計
生鮮	15,310
冷凍	
塩干	
ねり	
その他	
計	15,310

(注) 水産物消費地市場を除く

IV 地区卸売市場の概要

1 地区卸売市場の状況 (平成31年3月31日現在)

区分	市場数	卸売業者数	平成30年度取扱高 (百万円)					合計	
			野菜	果実	水産物 (消費地)	水産物 (産地)	花き		その他
総合(青果・水産)									
青果	1	1	15						15
水産物(消費地)									
水産物(産地)	6	1				330			330
花き									
合計	7	2	15			330			345

2 開設組織形態別市場数 (平成31年3月31日現在)

区分	地方公共 団体	事業協同 組合	農業協同 組合	漁業協同 組合	株式会社	その他 会社	任意組合	個人	合計
総合(青果・水産)									
青果							1		1
水産物(消費地)									
水産物(産地)				6					6
花き							1		1
合計				6			1		7

3 組織形態別卸売業者数 (平成31年3月31日現在)

区分	地方公共 団体	事業協同 組合	農業協同 組合	漁業協同 組合	株式会社	その他 会社	任意組合	個人	合計
青果							1		1
水産物(消費地)									
水産物(産地)				6					6
花き							1		1
合計				6			1		7

4 取扱金額の規模別卸売業者数 (平成31年3月31日現在)

区分	取扱実績無	5千万円未満	5千万円以上 ~1億円未満	1億円以上 ~2億円未満	2億円以上 ~3億円未満	3億円以上 ~5億円未満	5億円以上 ~7億円未満
青果		1					
水産物(消費地)							
水産物(産地)	3	1		1	1		
花き							
合計	3	2		1	1		

区分	7億円以上 ~10億円未満	10億円以上 ~15億円未満	15億円以上 ~20億円未満	20億円以上 ~50億円未満	50億円以上	無	合計
青果							1
水産物(消費地)							
水産物(産地)							6
花き							
合計							7

(注) 水産物(産地)については市場ごとに計上

V 参考資料

目次

1 卸売市場制度の概要	1
2 石川県卸売市場条例	3
3 石川県卸売市場条例施行規則	11
4 石川県卸売市場条例を廃止する条例	17
5 石川県卸売市場条例施行規則を廃止する規則	17
6 石川県地方卸売市場事務取扱要領	18
7 卸売市場関係各種手続一覧	46
8 地方卸売市場における流通経路	49 51
9 県内卸売市場一覧表	50 52
10 県内卸売市場位置図	51 53

1 卸売市場制度の概要

(1) 卸売市場制度の変遷

卸売市場制度については、拠点的な卸売市場としての中央卸売市場のみを対象とした中央卸売市場法が大正 12 年に制定され、その整備、規制が行われてきたが、生鮮食料品の大量全国流通への移行等をめぐる諸条件の変化に対応するため、昭和 46 年に地方卸売市場も含めた卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）が制定された。

また、卸売市場法の制定と同時に中央卸売市場法は廃止された。

こうしたなか、最近における卸売市場をめぐる環境の変化にかんがみ、平成 16 年 6 月 9 日に生産・消費両サイドの期待に応えられる「安全・安心」で「効率的」な流通システムへの転換が図られるよう、卸売市場における取引規制の緩和及び適正な品質管理の推進、卸売市場の再編の円滑化等の措置を講じる卸売市場法の改正が行われた。

本県では、昭和 46 年の法制定に併せて地方卸売市場に対する条例を制定し、卸売市場の開設及び卸売業者の営業の許可を行った。

さらに、卸売市場整備計画に基づき、卸売市場の整備を計画的に促進するとともに、市場の適正な配置と施設の近代化を図り、全体的に集荷経費等の流通コストの軽減等を進めてきた。

(2) 卸売市場法の改正

食物流通においては、加工食品や外食の需要が拡大するとともに、通信販売、産地直売等の流通の多様化が進んできた。こうした状況の変化に対応して、生産者の所得の向上と消費者ニーズへの的確な対応を図るため、各卸売市場の実態に応じて創意工夫を生かした取組を促進するとともに、卸売市場を含めた食物流通の合理化と、その取引の適正化を図ることが必要となった。

このため、卸売市場の決済機能は維持しつつ、多様な流通に柔軟に対応できるように、行政の関与を必要最小限にとどめ、取引などの規制を緩和し市場を活性化させることを目的に、平成 30 年 6 月 22 日に改正卸売市場法が公布され、令和 2 年 6 月 21 日に施行されることとなった。

(3) 法制度の対象となる範囲

卸売市場法による卸売市場とは、野菜、果実、魚類、肉類、花き等の生鮮食料品等の卸売のために開設される市場であって、卸売場、駐車場、その他の生鮮食料品等の取引及び荷さばきに必要な施設を設けて継続的に開場するものであり、公開的かつ統一的な運営原則のもとに、多数の出荷者から委託を受け、又は買付け販売する少数の卸売業者と多数の買手による取引の場をいう。

(4) 卸売市場の種類・要件 (法改正前(令和 2 年 6 月 20 日まで))

区分	要件	開設者の許可等
中央卸売市場	都道府県、人口 20 万人以上の市又はこれらが加入する一部事業組合が農林水産大臣の認可を受けて開設する卸売市場	① 開設者：地方公共団体 (農林水産大臣認可) ② 卸売業者：株式会社等 (農林水産大臣認可) ③ 仲卸業者：株式会社、個人等 (開設者許可) ④ 売買参加者：(開設者承認)
地方卸売市場	中央卸売市場以外の卸売市場であつて、卸売場の面積が一定規模 (政令規模：青果 330 m ² 、水産 200 m ² (産地市場は 330 m ²)、食肉 150 m ² 、花き 200 m ²) 以上のものについて都道府県知事の許可を受けて開設されるもの	① 開設者：地方公共団体、株式会社、農協、漁協等 (知事許可) ② 卸売業者：同上 (") ③ 買受人 (開設者承諾、開設者による知事届出)
地区卸売市場	中央及び地方卸売市場以外の卸売市場で、知事に届け出て開設されるもの	① 開設者：地方公共団体、株式会社、農協、漁協等 (知事に届出) ② 卸売業者：同上 (")

(注) 水産物産地市場とは、主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のため、その水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売をするためのものをいう

(5) 卸売市場の種類・要件 (法改正後(令和 2 年 6 月 21 日から))

区分	要件	開設者の許可等
中央卸売市場	法人であつて、卸売場、仲卸売場及び倉庫の面積の合計が一定規模 (省令規模：青果 1 万 m ² 、水産 1 万 m ² 、食肉 1,500 m ² 、花き 1,500 m ²) 以上のものについて、農林水産大臣の認定を受けて開設されるもの	① 開設者：法人 (農林水産大臣認定) ② 卸売業者：株式会社等 ③ 仲卸業者：株式会社、個人等
地方卸売市場	法人であつて、都道府県知事の認定を受けて開設されるもの	① 開設者：法人 (知事認定) ② 卸売業者：株式会社等 ③ 仲卸業者：株式会社等
地区卸売市場	法律で定めなし	

石川県卸売市場条例

昭和 46 年 12 月 21 日
条 例 第 5 5 号

〔沿革〕 昭和 48 年 10 月 6 日条例第 57 号
平成 4 年 3 月 27 日条例第 1 号改正
平成 11 年 12 月 17 日条例第 41 号改正
平成 13 年 3 月 23 日条例第 1 号改正
平成 16 年 12 月 21 日条例第 44 号改正
平成 27 年 3 月 23 日条例第 21 号改正

石川県卸売市場条例をここに公布する。

石川県卸売市場条例

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、卸売市場法 (昭和 46 年法律第 35 号。以下「法」という。) に基づき地方卸売市場の開設及び地方卸売市場における業務に関し必要な事項並びに地区卸売市場の適正かつ健全な運営を確保するために必要な事項等を定めて、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって県民生活の安定に資することを目的とする。

第 2 章 地方卸売市場

第 1 節 開設

(開設の許可の申請)

第 2 条 法第 55 条の規定による地方卸売市場の開設の許可 (以下単に「開設の許可」という。) を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 法人である場合にあつては、資本又は出資の額及び役員の名
- 2 前項の申請書には、業務規程及び事業計画のほか、規則で定める書類を添付しなければならない。

(業務規程)

第 3 条 業務規程に定めなければならない事項は、次のとおりとする。

- 一 地方卸売市場の位置及び面積
- 二 取扱品目
- 三 開場の期日及び時間
- 四 卸売の業務に係る売買取引及び決済の方法に関する事項
- 五 卸売の業務に係る物品の品質管理の方法
- 六 卸売の業務を行う者に関する事項
- 七 卸売の業務を行う者以外の関係事業者に関する事項
- 八 施設の使用料

(事業計画)

第 4 条 事業計画に定めなければならない事項は、次のとおりとする。

- 一 取扱品目ごとの供給対象人口並びに取扱いの数量及び金額の見込み
 - 二 施設の種類、規模、配置及び構造
 - 三 開設に要する費用並びにその財源及び償却に関する計画
 - 四 施設を新設する場合にあつては、着工及び竣工の期日の見込み
- (許可証の交付等)

第 5 条 知事は、開設の許可をしたときは、規則で定めるところにより、その者に許可証を交付する。

- 2 前項の規定により許可証の交付を受けた者は、その許可証を地方卸売市場内の見易い場所に掲

示しなければならぬ。

3 第1項の許可証の書換え交付、再交付及び返納に関し必要な事項は、規則で定める。

(開設者の地位の承継)

第6条 開設者の許可を受けた者(以下この章及び第4章において「開設者」という。)が営業(地方卸売市場の業務に係るものに限る。)の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて知事の認可を受けたときは、譲受人は、開設者の地位を承継する。

2 開設者たる法人の合併の場合(開設者たる法人と開設者でない法人が合併して開設者たる法人が存続する場合を除く。)又は分割の場合(地方卸売市場の業務を承継させる場合に限る。)において、当該合併又は分割について知事の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、開設者の地位を承継する。

3 第1項又は前項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

4 知事は、第1項又は第2項の認可の申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくはは分割により地方卸売市場の業務を承継する法人が法第57条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者に該当するときは、当該認可をしてはならない。

第7条 開設者が死亡した場合において、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その協議により当該開設者の地方卸売市場の業務を承継すべき相続人を定めたときは、その者)が被相続人の行なっていた地方卸売市場の業務を引き続き営もうとするときは、知事の認可を受けなければならない。

2 相続人が前項の認可の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその認可があつた旨又はその認可をしない旨の通知を受ける日までの間は、被相続人に対してした開設の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

3 第1項の認可を受けようとする者は、被相続人の死亡の日から起算して60日以内に、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

4 前条第4項の規定は、第1項の認可について準用する。この場合において、前条第4項中「申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくはは合併により設立された法人」とあるのは、「申請者」と読み替えるものとする。

5 第1項の認可を受けた者は、開設者の地位を承継する。

(業務規程の変更の承認の申請)

第8条 法第64条第1項の規定による業務規程の変更の承認を受けようとする開設者は、変更の内容及び変更を必要とする理由を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

2 開設者は、第3条第3号から第7号までに掲げる事項の変更に係る前項の承認の申請をしようとするときは、規則で定めるところにより選定した卸売業者(法第58条第1項の許可を受けた者をいう。以下この章及び第四章において同じ。)、買受人(第17条第1項の承諾を受けた者をいう。以下同じ。)その他の利害関係者の意見を聴かなければならない。ただし、次条第1項の市場取引委員会の意見を聴いたときは、この限りでない。

(市場取引委員会)

第8条の2 開設者は、地方卸売市場における売買取引に関し必要な事項を調査審議させるため、業務規程で、市場取引委員会(以下この条において「委員会」という。)を置くことができる。

2 委員会は、業務規程の変更(第3条第3号から第7号までに掲げる事項の変更に限る。)に関し、及び当該地方卸売市場における公正かつ効率的な売買取引の確保に資するため、開設者に対して意見を述べることができる。

3 委員会の委員は、卸売業者、買受人その他の利害関係者及び学識経験のある者のうちから、委員会を設置する開設者が委嘱する。

4 前3項に規定するもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会を設置する開設者が業務規程で定める。

(氏名変更等の届出)

第9条 開設者は、次の各号の1に該当するときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

一 開設の許可に係る業務を開始し、休止し、又は再開したとき。

- 二 第2条第1項第1号又は第2号に掲げる事項に変更があつたとき。
- 三 第4条第2号に掲げる事項を変更したとき。

(廃止の許可の申請)

第10条 法第60条の規定による地方卸売市場の廃止の許可(以下単に「廃止の許可」という。)を受けようとする開設者は、廃止しようとする理由並びに当該廃止が一般消費者及び関係事業者に与える影響に関する事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

第2節 卸売業者等

(卸売業務の許可の申請)

第11条 法第58条第1項の規定による卸売の業務を行なう許可(以下「卸売業務の許可」という。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 法人である場合にあつては、資本又は出資の額及び役員の名
- 三 卸売の業務を行なおうとする市場及び取扱品目
- 2 前項の申請書には、規則で定める書類を添付しなければならない。

(取扱品目の部類)

第12条 法第58条第1項の取扱品目の部類は、次の各号に掲げる部類とする。

- 一 青果部 野菜及び果実並びにこれらの加工品を主たる取扱品目とし、並びに開設者が業務規程で定めるその他の法第2条第1項に規定する生鮮食料品等(以下単に「生鮮食料品等」という。)を従たる取扱品目とするもの
 - 二 水産物部 生鮮水産物及びその加工品を主たる取扱品目とし、並びに開設者が業務規程で定めるその他の生鮮食料品等を従たる取扱品目とするもの
 - 三 食肉部 肉類及びその加工品を主たる取扱品目とし、並びに開設者が業務規程で定めるその他の生鮮食料品等を従たる取扱品目とするもの
 - 四 花き部 花きを主たる取扱品目とし、及び開設者が業務規程で定めるその他の生鮮食料品等を従たる取扱品目とするもの
- (許可証の交付等)

第13条 知事は、卸売業務の許可をしたときは、規則で定めるところにより、その者に許可証を交付する。

2 第5条第2項の規定は、前項の規定により交付を受けた許可証の掲示について準用する。

3 第1項の許可証の書換え交付、再交付及び返納に関し必要な事項は、規則で定める。

(卸売業者の地位の承継)

第14条 卸売業者が営業(地方卸売市場における卸売の業務に係るものに限る。)の譲渡しをする場合、卸売業者たる法人の合併の場合(卸売業者たる法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者たる法人が存続する場合を除く。)及び分割の場合(地方卸売市場における卸売の業務を承継させる場合に限る。)には、第6条の規定を準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「開設者の地位」とあるのは「卸売業者の地位」と、同条第4項中「法第57条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者」とあるのは「法第59条に規定する者」と読み替えるものとする。

2 卸売業者が死亡した場合には、第7条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「当該開設者」とあるのは「当該卸売業者」と、「地方卸売市場の業務」とあるのは「地方卸売市場における卸売の業務」と、同条第5項中「開設者の地位」とあるのは「卸売業者の地位」と読み替えるものとする。

(開設者の地位の承継に伴う卸売業者の取扱い)

第14条の2 第6条第1項若しくは第2項又は第7条第5項の規定により開設者の地位が承継された場合において、承継後の地方卸売市場(以下この条において「新卸売市場」という。)に係る業務規程(以下この条において「新業務規程」という。)が次に掲げる要件を満たす場合には、これらの規定による地位の承継前の地方卸売市場(以下この条において「旧卸売市場」という。)の卸売業者(以下この条において「旧卸売市場卸売業者」という。)は、新卸売市場において旧

卸売市場における卸売の業務に係る市場及び取扱品目の部類と同一の市場及び取扱品目の部類について卸売の業務を行う者として法第58条第1項の許可を受けたものとみなす。

一 新業務規程で定められた地方卸売市場の位置が旧卸売市場の位置と同じであること。

二 新業務規程で定められた取扱品目に係る取扱品目の部類が旧卸売市場卸売業者についての法第58条第1項の許可に係る取扱品目の部類のすべてを含んでいること。

三 新業務規程で新卸売市場において卸売の業務を行う者の数の最高限度が定められている場合にあつては、当該数の最高限度が旧卸売市場卸売業者の数を下回っていないこと。

2 第6条第1項若しくは第2項又は第7条第5項の規定による地位の承継前に、この条例又はこの条例に基づく命令の規定により、知事が旧卸売市場卸売業者に対してした処分、手続その他の行為又は旧卸売市場卸売業者が知事に対してした手続その他の行為は、知事が前項の規定により法第58条第1項の許可を受けたものとみなされた者に対してした処分、手続その他の行為又は前項の規定により法第58条第1項の許可を受けたものとみなされた者が知事に対してした手続その他の行為とみなす。

(氏名変更等の届出)

第15条 卸売業者は、次の各号の1に該当するときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならぬ。

一 卸売業務の許可に係る業務を開始し、休止し、又は再開したとき。

二 第11条第1項第1号又は第2号に掲げる事項に変更があつたとき。

(卸売業務の廃止の届出)

第16条 卸売業者は、その許可に係る卸売の業務を廃止したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならぬ。

(卸売を受けようとする者の開設者の承諾)

第17条 地方卸売市場において卸売業者から卸売を受けようとする者は、業務規程で定めるところにより、開設者の承諾を受けた者でなければならぬ。

2 開設者は、前項の承諾を与えたときは、その者の氏名又は名称及び住所を知事に届け出なければならぬ。

第3節 売買取引

(売買取引の方法)

第18条 卸売業者は、地方卸売市場において行う卸売については、次の各号に掲げる生鮮食品等の区分に応じ、当該各号に掲げる売買取引の方法によらなければならぬ。

一 せり売又は入札の方法によることが適当である生鮮食品等として業務規程で定めるものせり売又は入札の方法

二 毎日の卸売予定数量のうち少なくとも一定の割合に相当する部分についてせり売又は入札の方法によることが適当である生鮮食品等として業務規程で定めるもの毎日の卸売予定数量のうち、開設者が生鮮食品等の品目ごとに定める一定の割合に相当する部分についてはせり売又は入札の方法、それ以外の部分についてはせり売若しくは入札の方法又は相対取引

三 前2号以外の生鮮食品等として業務規程で定めるものせり売若しくは入札の方法又は相対取引

2 前項第1号及び第2号に掲げる生鮮食品等(同項第2号に掲げる生鮮食品等にあつては、同号の一定の割合に相当する部分に限る。)については、災害の発生その他の規則で定める特別な事情がある場合であつて、業務規程で定めるところにより、開設者がせり売又は入札の方法によることが著しく不相当と認めるときは、同項の規定にかかわらず、相対取引によることができるものとする。

3 第1項第2号及び第3号に掲げる生鮮食品等については、当該市場における入荷量が一時的に著しく減少したときその他の規則で定める特別な事情がある場合であつて、業務規程で定めるところにより、開設者が指示したときは、同項の規定にかかわらず、せり売又は入札の方法によらなければならぬ。

4 開設者は、第1項第2号の一定の割合を定め、又は変更したときは、規則で定めるところにより速やかに公表しなければならない。

(販売の委託の引受け拒否の禁止)

第 19 条 卸売業者は、卸売業務の許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食品等について地方卸売市場における卸売のための販売の委託の申込があつた場合には、正当な理由がなければ、その引受けを拒んではならない。

(委託手数料以外の報酬の收受の禁止)

第 20 条 削除

(受託契約約款)

第 21 条 卸売業者は、地方卸売市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定めたときは、遅滞なく、これを知事に届け出なければならぬ。これを変更したときも、同様とする。

(せり人の届出)

第 22 条 卸売業者が地方卸売市場において行なう卸売のせり人は、せりを行なうのに必要な経験及び能力を有することその他規則で定める資格を有する者でなければならぬ。

2 卸売業者は、前項の規定によるせり人を置いたときは、遅滞なく、その者の氏名その他規則で定める事項を知事に届け出なければならぬ。

(代金決済)

第 23 条 卸売業者は、地方卸売市場における卸売のための販売の委託を受けた生鮮食品等を卸売したときは、業務規程で定めるところにより、すみやかに、その代金を委託者に支払わなければならない。

2 買受人は、地方卸売市場において卸売業者から卸売を受けたときは、業務規程で定めるところにより、すみやかに、その代金を卸売業者に支払わなければならない。

(卸売予定数量等の公表)

第 24 条 法第 63 条の規定による卸売予定数量の公表は、毎日の卸売が開始される時まで、その日の主要な品目についてしなければならない。

2 法第 63 条の規定による卸売の数量及び価格の公表は、価格を高値、中値及び安値に区分して、すみやかにしなければならない。

(事業報告書の提出)

第 25 条 卸売業者は、毎年（法人にあつては、当該法人の定める事業年度ごとに）、規則で定めるところにより事業報告書を作成し、翌年の 3 月 31 日まで（法人にあつては、事業年度終了後 90 日以内）に、これを知事に提出しなければならない。

第 3 章 地区卸売市場

(開設の届出)

第 26 条 法第 2 条第 2 項に規定する卸売市場であつて同条第 3 項に規定する中央卸売市場及び同条第 4 項に規定する地方卸売市場以外のもの（以下「地区卸売市場」という。）を開設しようとする者は、次の各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 法人である場合にあつては、資本又は出資の額及び役員 の氏名
- 三 届出に係る業務を開始しようとする期日
- 四 地区卸売市場の名称、位置及び面積
- 五 施設の種類、規模、配置及び構造
- 六 取扱品目
- 七 開場の期日及び時間
- 八 卸売の業務に係る売買取引及び決済の方法に関する事項
- 九 施設の使用料

(卸売の業務の届出)

第 27 条 地区卸売市場において卸売の業務を行なおうとする者は、次の各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 法人である場合にあつては、資本又は出資の額及び役員 の氏名

- 三 届出に係る卸売の業務を行なおうとする市場及び取扱品目
- 四 届出に係る卸売の業務を開始しようとする期日

(廃止等の届出)

第 28 条 第 26 条の規定による届出をした者 (以下この章において「開設者」という。) 又は前条の規定による届出をした者 (以下この章において「卸売業者」という。) は、次の各号の 1 に該当するときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならぬ。

- 一 第 26 条又は前条の規定による届出に係る業務を開始し、休止し、又は再開したとき。
- 二 第 26 条第 1 号、第 2 号若しくは第 4 号から第 9 号までのいずれか又は前条第 1 号から第 3 号までのいずれかに掲げる事項に変更があり、又は当該事項を変更したとき。
- 三 地区卸売市場の業務又は地区卸売市場における卸売の業務を廃止したとき。

(業務の運営)

第 29 条 開設者及び卸売業者は、適正かつ健全に、地区卸売市場の業務又は地区卸売市場における卸売の業務を運営しなければならない。

(事業報告書の提出)

第 30 条 卸売業者は、毎年 (法人にあつては、当該法人の定める事業年度ごとに)、規則で定めるところにより事業報告書を作成し、翌年 3 月 31 日まで (法人にあつては、事業年度終了後 90 日以内) に、これを知事に提出しなければならない。

(報告及び検査)

第 31 条 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、開設者若しくは卸売業者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、開設者若しくは卸売業者の事務所その他の業務を行なう場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立ち入り検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立ち入り検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第 4 章 監督

(必要な改善措置をとるべき旨の勧告又は命令)

第 32 条 知事は、法第 6 条の規定による卸売市場整備計画 (以下単に「卸売市場整備計画」という。) の適正かつ円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、関係者に対し、必要な改善、調整その他の措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 知事は、地方卸売市場若しくは地区卸売市場の業務又は地方卸売市場若しくは地区卸売市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、開設者若しくは卸売業者又は第 26 条若しくは第 27 条の規定による届出をした者に対し、その業務若しくは会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

第 5 章 雑則

(告示)

第 33 条 知事は、次の各号に掲げる場合には、その旨を告示しなければならない。その告示した事項に変更があつた場合も、同様とする。

- 一 開設の許可、廃止の許可又は卸売業務の許可をしたとき。
- 二 第 16 条の規定による届出があつたとき。
- 三 法第 65 条第 1 項又は第 2 項の規定による処分をしたとき。

(助成)

第 34 条 県は、卸売市場を開設している者が卸売市場整備計画に基づき卸売市場の施設の改良、造成又は取得をする場合においては、その者に対し、予算の範囲内において、これに要する費用の一部を助成することができる。

2 知事は、関係者に対し、卸売市場整備計画の達成のために必要な助言、指導、資金の融資のあつせんその他の援助を行なうように努めるものとする。
(規則への委任)

第35条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

第36条 次の各号の1に該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 1 第9条、第15条又は第16条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 2 第25条の規定による事業報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした事業報告書を提出した者

3 第26条又は第27条の規定に違反して地区卸売市場を開設し、又は地区卸売市場において卸売の業務を行った者

第37条 次の各号の1に該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- 1 第28条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 2 第30条の規定による事業報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした事業報告書を提出した者

3 第31条第1項の規定による報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

1 この条例は、昭和47年1月1日から施行する。ただし、第3章（これに係る罰則を含む。）及び第32条第2項（地区卸売市場に関する部分に限る。）の規定は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

2 第3章の規定の施行の日において現に地区卸売市場を開設し、又は地区卸売市場において卸売の業務を行なっている者は、その日から起算して3月を経過する日（以下「経過日」という。）までに第26条第1号、第2号及び第4号から第9号まで又は第27条第1号から第3号までに掲げる事項を知事に届け出なければならぬ。ただし、経過日までの間に当該地区卸売市場又は当該卸売の業務を廃止した場合は、この限りでない。

3 前項の規定による届出をした者は、第26条又は第27条の規定による届出をしたものとみなす。

4 附則第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3万円以下の罰金に処する。

5 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

附 則（昭和48年10月6日条例第57号）

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月27日条例第1号抄）

1 この条例は、平成4年5月1日から施行する。（後略）

附 則（平成11年12月17日条例第41号）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成13年3月23日条例第1号抄）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年12月21日条例第44号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第20条の改正規定は、平成21年4月1日から

施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に効力を有する改正前の石川県卸売市場条例の規定による許可を受けて開設されている地方卸売市場（次項において「既設地方卸売市場」という。）を開設している者は、改正後の石川県卸売市場条例（以下「新条例」という。）の規定により必要となる業務規程の変更につき、平成 17 年 3 月 31 日までに、新条例第 8 条第 1 項の規定による承認の申請をしなければならない。

3 既設地方卸売市場の業務規程は、平成 17 年 3 月 31 日（その日までに前項の申請に係る業務規程の変更の承認の処分があった既設地方卸売市場にあつては当該変更の承認に係る業務規程の効力が発生する日、その日までに同項の申請に係る業務規程の変更の承認又は変更の承認の拒否の処分がなかつた既設地方卸売市場にあつては当該変更の承認又は変更の承認の拒否の処分があった日（当該変更の承認の処分があった日後に当該変更の承認に係る業務規程の効力が発生するものにあつては、その効力が発生する日））までは、新条例第 2 章の規定により定められた業務規程とみなす。この場合において、当該業務規程と同章の規定が抵触する場合には、当該抵触する部分については、同章の規定は、適用しない。

附 則（平成 27 年 3 月 23 日条例第 21 号）

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

3 石川県卸売市場条例施行規則

昭和46年12月24日
規則第75号

〔沿革〕平成6年3月30日規則第7号改正

平成12年13月31日規則第18号改正

平成13年3月30日規則第14号改正

石川県卸売市場条例施行規則をここに公布する。

石川県卸売市場条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、石川県卸売市場条例(昭和46年石川県条例第55号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開設の許可申請書の添付書類)

第2条 条例第2条第2項の規則で定める書類は、当該申請者が法人である場合には、次の各号に掲げる書類とする。

- 一 定款
 - 二 登記事項証明書
 - 三 役員の戸籍抄本及び履歴書
 - 四 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面
 - 五 申請者が卸売市場法(昭和46年法律第35号。以下「法」という。)第57条第1項第1号から第3号までの各号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面
 - 六 申請者が法第57条第2項に規定する者に該当する場合には、その旨を記載した書面
- 2 条例第2条第2項の規則で定める書類は、当該申請者が個人である場合には、次の各号に掲げる書類とする。
- 一 申請者(その者に法定代理人があるときは、その者及びその法定代理人)の戸籍抄本及び履歴書
 - 二 申請書が法第57条第1項第1号又は第2号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面
 - 三 前項第6号に掲げる書類

(開設に係る許可証の様式)

第3条 条例第5条第1項に規定する許可証(次条から第6条までにおいて、単に「許可証」という。)の様式は、別記様式第1号によるものとする。

(開設に係る許可証の書替え交付)

第4条 条例第6条第1項に規定する開設者(以下単に「開設者」という。)は、許可証の記載事項に変更を生じたときは、許可証の書替え交付を受けなければならない。

- 2 許可証の書替え交付を受けようとする者は、その許可証を申請書に添えて知事に提出しなければならない。

(開設に係る許可証の再交付)

第5条 開設者は、許可証を破り、よごし、又は失ったときは、許可証の再交付を受けなければならない。

- 2 前条第2項の規定は、許可証の再交付を受けようとする者が、許可証を破り、又はよごした者である場合に準用する。

(開設に係る許可証の返納)

第6条 開設者は、当該地方卸売市場の業務を廃止したとき、その他許可証の保持に關し正当な理由がなくなつたときは、すみやかに、許可証を知事に返納しなければならない。

(開設者の地位の承継認可申請)

第7条 条例第6条第3項の規定による申請をする場合において、その申請が営業の譲渡し及び譲受けに係るものであるときは、当該申請書には、次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、譲渡人

及び譲受人が連署しなければならない。

- 一 譲渡人及び譲受人の氏名又は名称及び住所
- 二 譲り渡す営業に係る市場
- 三 譲渡し及び譲受けの予定年月日
- 四 譲渡し及び譲受けを必要とする理由

2 前項の場合において、当該申請者のうちに法人である者があるときは、当該申請書には、その法人についての次の各号に掲げる書類並びに譲渡し及び譲受けに係る契約書の写しを添付しなければならない。

- 一 第2条第1項第1号から第4号までに掲げる書類
- 二 譲受人である申請者が法第57条第1項第1号から第3号までに掲げる者に該当しないことを誓約する書面
- 三 譲受人である申請者が法第57条第2項に規定する者に該当する場合には、その旨を記載した書面

3 第1項の場合において、当該申請者のうちに個人である者があるときは、当該申請書には、その個人についての次の各号に掲げる書類並びに譲渡し及び譲受けに係る契約書の写しを添付しなければならない。

- 一 第2条第2項第1号に掲げる書類
- 二 譲受人である申請者が法第57条第1項第1号又は第2号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面
- 三 譲受人である申請者が法第57条第2項に規定する者に該当する場合には、その旨を記載した書面

第8条 条例第6条第3項の規定による申請をする場合において、その申請が合併に係るものであるときは、当該申請書には、次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、合併の当事者が連署しなければならない。

- 一 合併の当事者の名称及び住所
- 二 合併後存続する法人又は合併により設立される法人の名称及び住所
- 三 合併の方法及び条件
- 四 合併の予定年月日
- 五 合併を必要とする理由

2 前条第2項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、前条第2項各号列記以外の部分中「その法人についての次の各号に掲げる書類並びに譲渡し及び譲受けに係る契約書の写し」とあるのは、「当該申請者及び合併後存続する法人又は合併により設立される法人についての次の各号に掲げる書類及び合併に係る契約書の写し」と、同項第2号及び第3号中「譲受人である申請者」とあるのは「合併後存続する法人又は合併により設立される法人」と読み替えるものとする。

第8条の2 条例第6条第3項の規定による申請をする場合において、その申請が分割に係るものであるときは、当該申請書には、次に掲げる事項を記載し、かつ、分割の当事者が2以上ある場合には、それらの者が連署しなければならない。

- 一 分割の当事者の名称及び住所
- 二 分割により地方卸売市場の業務を承継する法人の名称及び住所
- 三 分割により承継させる地方卸売市場の業務に係る市場
- 四 分割の方法及び条件
- 五 分割の予定年月日
- 六 分割を必要とする理由

2 第7条第2項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第7条第2項各号列記以外の部分中「その法人についての次の各号に掲げる書類並びに譲渡し及び譲受けに係る契約書の写し」とあるのは、「当該申請者及び分割により地方卸売市場の業務を承継する法人についての次の掲げる書類及び分割に係る計画書又は契約書の写し」と、同項第2号及び第3号中「譲受人である申請者」とあるのは「分割により地方卸売市場の業務を承継する法人」と読み替えるものとする。

第9条 条例第7条第3項の規定による申請をする場合は、当該申請書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 氏名、住所及び被相続人との続柄
- 二 被相続人の氏名及び住所
- 三 引き続き営もうとする業務に係る市場
- 四 相続開始の日

2 第7条第3項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第7条第3項各号列記以外の部分中「その個人についての次の各号に掲げる書類並びに譲渡し及び譲受けに係る契約書の写し」とあるのは「次の各号に掲げる書類並びに申請者と被相続人との続柄を証する書面及び当該地方卸売市場の業務を申請者が引き続き営むことに対する申請者以外の相続人の同意書の写し」と、同項第2号及び第3号中「譲受人である申請者」とあるのは「申請者」と読み替えるものとする。

(利害関係者の選定)

第10条 条例第8条第2項の規定により意見を聴くべき利害関係者の選定は、意見を述べることについて正当な理由を有する者のうちから開設者が指名することにより行うものとする。

(卸売業務の許可申請書の添付書類)

第11条 条例第11条第2項の規則で定める書類は、当該申請者が法人である場合には、次の各号に掲げる書類とする。

- 一 第2条第1項第1号から第5号までの各号に掲げる書類
 - 二 当該申請の日以後1年間に於ける事業計画書
- 2 条例第11条第2項の規則で定める書類は、当該申請者が個人である場合には、次の各号に掲げる書類とする。

- 一 第2条第2項第1号及び第2号に掲げる書類
 - 二 当該申請の日以後1年間に於ける事業計画書
- (卸売業務に係る許可証の様式)

第12条 条例第13条第1項に規定する許可証(次条において、単に「許可証」という。)は、別記様式第2号によるものとする。

(卸売業務に係る許可証の書替え交付等)

第13条 第4条から第6条までの規定は、前条の許可証の書替え交付、再交付及び返納について準用する。この場合において、第4条第1項中「条例第6条第1項に規定する開設者」とあり、又は第5条第1項及び第6条中「開設者」とあるのは「条例第8条第2項に規定する卸売業者」と読み替えるものとする。

(卸売業者の地位の承継認可申請)

第14条 条例第14条第1項において準用する条例第6条第3項の規定による申請をする場合には、第7条から第8条の2までの規定を準用する。この場合において、第7条第1項第2号及び第8条の2第1項第3号中「市場」とあるのは「市場及び取扱品目」と、第8条の2第1項第2号及び第3号並びに第2項中「地方卸売市場の業務」とあるのは「地方卸売市場における卸売の業務」と読み替えるものとする。

第15条 条例第14条第2項において準用する条例第7条第3項の規定による申請をする場合には、第9条の規定を準用する。この場合において、同条第1項第3号中「市場」とあるのは、「市場及び取扱品目」と読み替えるものとする。

(卸売業務の廃止の届出)

第16条 条例第16条の規定による届出は、当該卸売の業務を廃止する理由を記載した書面によつてしなければならない。

(相対取引によることができる特別の事情がある場合)

第17条 条例第18条第2項の規則で定める特別の事情がある場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 災害の発生
- 二 入荷の遅延
- 三 卸売の相手方が少数である場合
- 四 せり売又は入札の方法による卸売により生じた残品の卸売をする場合

五 卸売業者と買受人との間において、あらかじめ締結した契約に基づき確保した生鮮食料品等の卸売をする場合

六 緊急に出货する船舶に生鮮食料品等を供給する必要があるためその他やむを得ない理由により通常の卸売開始の時刻以前に卸売をする場合

(せり売又は入札の方法によらなければならぬ特別の事情がある場合)

第 18 条 条例第 18 条第 3 項の規定で定める特別の事情がある場合は、次に掲げる場合とする。

一 当該市場における生鮮食料品等の入荷量が一時的に著しく減少した場合

二 当該市場における生鮮食料品等に対する需要が一時的に著しく増加した場合

(せり売り又は入札の割合を定めたときの公表)

第 19 条 条例第 18 条第 4 項の規定による公表は、文書による卸売業者、買受人その他の利害関係者への通知又は市場内での掲示等の方法によるものとする。

(せり人の資格の基準)

第 20 条 条例第 22 条の規定で定める資格は、次に掲げる者のいずれにも該当しないこととする。
一 破産者で復権を得ないもの

二 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者でその刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して 3 年を経過しないもの

三 買受人又は買受人の役員若しくは使用者である者
(せり人の届出)

第 21 条 条例第 22 条第 2 項の規定で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 当該せり人の住所及び生年月日

二 当該せり人のせり人としての経験年数

2 条例第 22 条第 2 項の規定による届出をする場合には、当該せり人が前条各号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面を届出書に添付しなければならない。

(地方卸売市場における卸売業務に係る事業報告書の作成)

第 22 条 条例第 25 条の事業報告書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 卸売の業務の運営に係る組織に関する事項

二 卸売業務の状況

三 資産、負債及び損益の状況

(地区卸売市場における卸売業務に係る事業報告書の作成)

第 23 条 条例第 30 条の事業報告書を作成する場合には、前条の規定を準用する。

附 則 (昭和 46 年 12 月 24 日規則第 75 号)

この規則は、昭和 47 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 19 条の規定は、昭和 47 年 6 月 21 日から施行する。

附 則 (平成 6 年 3 月 30 日規則第 7 号)

1 この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。(後略)

2 改正前の(中略)石川県卸売市場条例施行規則(中略)(以下これを「石川県動力消防ポンプ性能試験規則等」という。)の規定に基づいて作成した申請書その他の用紙は、それぞれ改正後の石川県動力消防ポンプ性能試験規則等の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成 12 年 3 月 31 日規則第 18 号)

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 13 年 3 月 30 日規則第 14 号)

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

地方卸売市場開設許可証

名称

所在地

開設者の氏名
又は名称

開設者の住所

許可年月日
及び許可番号

年 月 日 石川県指令 第 号

卸売市場法第55条の規定により許可済みであることを証する。

年 月 日

石川県知事

印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

一部改正〔平成6年規則7号〕

地方卸売市場卸売業務許可証

許可に係る市場
の名称及び取扱品
目

許可に係る市場
の所在地

卸売業者の氏名又
は
名称

卸売業者の住所

許可年月日及び許
可
番号

年 月 日 石川県指令 第 号

卸売市場法第58条の規定により許可済みであることを証する。

年 月 日

石川県知事

印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

一部改正 (平成6年規則7号)

4 石川県卸売市場条例を廃止する条例

石川県卸売市場条例（昭和四十六年石川県条例第五十五号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、令和二年六月二十一日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 石川県卸売市場条例施行規則を廃止する規則

石川県卸売市場条例施行規則（昭和四十六年石川県規則第七十五号）は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、令和二年六月二十一日から施行する。

6 石川県地方卸売市場事務取扱要領 (令和元年12月21日施行)

第1 趣旨

この要領は、卸売市場法（昭和46年法律第35号、以下「法」という。）及び卸売市場法施行規則（昭和46年農林水産省令第52号、以下「省令」という。）に基づき石川県における地方卸売市場に関し、必要な事務手続き等を定めるものとする。

第2 申請・届出・報告が必要な事項

法及び省令に基づき、開設者が知事に行う申請等は次のとおりとする。

事項	内容	提出 期限
1 地方卸売市場の認定申請 (法第13条第2項)	地方卸売市場について知事の認定を受けようとする場合	事前
2 認定事項又は業務規程の変更認定申請 (法第14条(第6条第1項の読替))	<p>次の事項についての変更の認定を受けようとする場合</p> <p>1 認定申請書の次を変更する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開設者を変更する場合 ・ 卸売市場の位置を変更する場合 ・ 施設の名称変更又は施設の面積が10%超増減する場合 <p>・ 取扱品目を変更する場合（追加、変更、削除等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開設者の組織の人員が10%以上減少する場合 ・ 卸売業者を変更する場合 ・ 取扱品目において卸売業者が存在しなくなる場合 <p>2 業務規程の次を変更する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 卸売市場法第13条第5項第3号イ、ロ、ハの事項を変更する場合 イ 差別的取扱の禁止 ロ 卸売の数量・価格等の公表 ハ 取引参加者への指導等 <p>・ 卸売市場法第13条第5項第4号イ、ロの事項を変更する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 売買取引の方法の公表 ロ 支払期日、支払方法等の公表 <p>・ 遵守事項を変更する場合</p>	事前
3 認定事項又は業務規程の軽微な変更の届出 (法第14条(第6条第2項の読替))	<p>省令第26条で規定する次の変更を行った場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開設者の名称、住所、代表者の氏名を変更する場合 ・ 卸売市場の名称を変更する場合 <p>注) 省令第26条第3号から第9号の軽微な変更を行った者は、「6 毎年の運営状況報告」に変更事項を記載することとする。</p>	変更日以後7日以内
4 業務の全部又は一	業務の休止又は卸売市場を廃止する場合	休止又

部の休止及び廃止の届出 (法第14条(第7条の読替))		は廃止の30日前
5 中央卸売市場の認定を受けようとする届出 (法第14条(第8条第2項の読替))	法第4条の規定に基づき、農林水産大臣あてに中央卸売市場の認定申請を行った場合	農林水産大臣認定申請や後か
6 運営状況報告 (法第14条(第12条第1項の読替))	毎年度経過後に提出が必要 注) 当該地方卸売市場の卸売業者の最新の事業報告書を添付しなければならない	毎年度経過後4ヶ月以内

第3 提出書類

1 地方卸売市場の認定申請

法第13条第2項の認定を受けようとする者は、認定申請書に業務規程及び省令第17条第3項で定められた添付書類を添えて知事に提出しなければならない。

提出書類	別記様式第1号	様式・留意事項
認定申請書		
業務規程		法及び政省令で規定する業務規程で定めなければならない事項が記載されていること
業務規程の添付書類		<ul style="list-style-type: none"> ①業務規程の策定に関する意思の決定を証する次の書面・議事録又は社内決裁書 など ②業務規程で細則に委ねた場合、その細則(省令で規定するものに限る※) ※法第13条第5項第3号(イ差別的取扱禁止、ロ卸売の数量・価格等の公表、ハ取引参加者への指導等)及び法第13条第5項第4号(イ売買取引の方法の公表、ロ支払期日等の公表)及び遵守事項の内容
省令第17条第3項で定められた添付書類		
1 開設者に関する書類	地方公共団体は「二」のみ	
イ 定款		
ロ 登記事項証明書		
ハ 役員名簿及び役員 の履歴書	任意様式	
二 直近年度の運営状 況報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・別記様式第7号 ・事業開始後1年を経過していない場合は、申請の日を含む年度事業計画書 	
ホ 誓約書	任意様式(「卸売市場法第14条において準用する卸売市場法第5条第2号から4号までに掲げる者に該当しないことを誓約する」旨が記載されていること)	
2 卸売市場の施設の配置図		
3 卸売業者に関する書類	法人の場合「イ、ロ、ハ、ホ」、個人の場合「二、ホ」	

イ 定款	
ロ 登記事項証明書	
ハ 役員名簿	任意様式
ニ 戸籍抄本	
ホ 直近年度の事業報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・別記様式第2号 ・事業開始後1年を経過していない場合は、申請の日を含む年度の事業計画書
4 取引方法等の公表を証する書類	<p>法第13条第5項第4号イ及びロに掲げる方法が公表されていることを証する次の書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページのURLを記載したものの又は画面を印刷したものの又は場内掲示の写真 など <p>法第18条第5項第5号の表の下欄に掲げる事項以外の遵守事項（以下「その他のルール」）が定められている場合にあつては、次に掲げる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 取引参加者の意見を聴いたことを証する次の書類 <ul style="list-style-type: none"> ・議事録など（聴取の日時、対象、方法及び取引参加者の意見を記載したもの） ② 当該遵守事項及び当該遵守事項が定められた理由が公表されていることを証する次の書類 <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページのURLを記載したものの又は画面を印刷したものの又は場内掲示の写真 など <p>その他の取引ルール：商物一致の原則、第三者販売の禁止、直荷引きの禁止、自己買受の禁止、受託拒否の禁止 など</p>
5 「その他の取引ルール」を定めた場合の書類	
2 認定事項又は業務規程の変更認定申請	
<p>法第14条（法第6条第1項の読替規定）の変更認定を受けようとする者は、別記様式第3号による申請書を知事に提出しなければならない。この場合において、当該変更が業務規程又は省令第17条第3項各号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の業務規程又は書類を添付しなければならない。</p>	
提出書類	様式・留意事項
認定事項の変更に係る認定申請書	別記様式第3号
添付書類	変更後の別記様式第1号

3 認定事項又は業務規程の軽微な変更の届出

法第14条（法第6条第2項の読替規定）で委任された省令第26条第1項又は2項の軽微な変更を行った者は、別記様式第4号による届出書を知事に提出しなければならない。この場合において、当該変更が業務規程又は省令第17条第3項各号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の業務規程又は書類を添付しなければならない。

提出書類	様式・留意事項
認定事項の軽微な変更に係る届出書	別記様式第4号
添付書類	変更後の別記様式第1号

ただし、省令第26条第3号から第9号の軽微な変更（下記①②参照）については、開設者が知事に提出する運営状況報告書に変更事項を記載するものとする。この場合において、当該変更が業務規程又は省令第17条第3項各号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の業務規程又は書類を添付しなければならない。

提出書類	様式・留意事項
運営状況報告書	別記様式第7号 ①認定申請書(別記様式第1号)の軽微な変更 <ul style="list-style-type: none"> ・施設の全体面積が10%以内の増減 ・取扱品目ごとの取扱の数量、金額に関する事項 ・卸売市場の業務の運営体制に関する事項 ・卸売市場の業務の運営に必要な資金の確保に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者に関する事項(名称、代表者名、取扱品目の変更) ・卸売業者以外の取引参加者その他の関係事業者に関する事項 ②業務規程の軽微な変更 <ul style="list-style-type: none"> ・「2 認定事項又は業務規程の変更認定申請」において申請が必要な事項以外に変更した事項

4 業務の全部又は一部の休止及び廃止の届出

法第14条(法第7条の読替規定)の規定により、業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、届出書に添付書類を添えて知事に提出しなければならない。

提出書類	様式・留意事項
業務の休止又は廃止に係る届出書	別記様式第5号
添付書類	<p>掲示やインターネット等で、休止又は廃止の予定が公表されていることを証する次の書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページのURLを記載したもの又は画面を印刷したものの又は場内掲示の写真など

5 中央卸売市場の認定を受けようとする届出(法第14条(法第8条第2項の読替規定))

法第4条第1項の中央卸売市場の認定を受けようとするときは、農林水産大臣への申請後速やかに届出書を知事に提出しなければならない

提出書類	様式・留意事項
中央卸売市場の認定申請に係る届出書	別記様式第6号

6 運営状況報告

法第14条(法第12条第1項の読替規定)の規定により、知事に提出しなければならない。また、省令第26条第3項から第9項の軽微な変更を行った者は、「3 認定事項又は業務規程の軽微な変更の届出(法第14条(法第6条第2項の読替規定))」のとおり、当報告書に変更事項を記載する。

提出書類	様式・留意事項
運営状況報告書	別記様式第7号
添付書類	<p>卸売業者の最新の「事業報告書(別記様式第2号)※」 (貸借対照表・損益計算書を添付したもの) ※事業年度経過後90日以内に開設者に提出されたもの</p>

第4 申請等の手続方法

1 申請方法等

- ・申請方法：持参又は郵送による
- ・受付時間：土・日曜日、国民の祝日に関する法律の休日、12月29日から1月3日を除く9時00分から17時00分まで

2 申請・問い合わせ窓口一覧

申請等窓口	住所	電話番号
石川県農林水産部生産流通課	〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地	076-225-1621

第5 公表事項及びその留意点

法、省令で開設者及び卸売業者に課されている公表は、次のとおり行うものとする。

開設者	公表事項	公表内容	留意事項
開設者	売買取引の結果等 (法第13条第5項第3号ロ、省令第18条)	日ごとの主要な品目の卸売予定数量※ 日ごとの主要な品目の卸売の数量・価格※	開設者が定める時まで
	売買取引の方法 (法第13条第5項第4号イ)	品目ごとのせり売り、入札の方法、相対による取引の方法、その他の売買取引の方法	
	決済の方法 (法第13条第5項第4号ロ)	支払期日、支払方法その他の決済の方法	
	その他の取引ルール (法第13条第5項第6号ハ)	各市場で定めた遵守事項及び当該遵守事項が定められた理由	商物分離、第三者販売、直荷引き、自己買受け、受託拒否の禁止等を定めた場合
卸売業者	売買取引の条件等 (法第13条第5項第5号の表の四、省令第20条)	営業日・営業時間	委託者から卸売業者への引渡方法
		取扱品目	
		生鮮食料品等の引渡の方法	
		委託手数料、出荷者又は買受人が負担する費用の種類・内容・額	
		販売代金の支払い期日・支払い方法	交付をルールとして定めていれば公表する
卸売業者	売買取引の結果等 (法第13条第5項第5号の表の六、省令第22条)	日ごとの主要な品目の卸売予定数量※	開設者が定める時まで
		日ごとの主要な品目の卸売の数量・価格※	開設者が定める時まで
		前月の委託手数料の種類ごとの受領額	月合計額
卸売業者	前月の奨励金等の種類ごとの		「売買取引の条件」として

	交付額	定めていなければ公表不要
事業報告書 (法第 13 条第 5 項第 5 号の表の五、省令 第 21 条)	貸借対照表、損益計算書	閲覧の申出があった場合、 閲覧させること

- 公表はインターネットその他の適切な方法により行う。
- 開設者及び卸売業者の両者の公表事項（表中※の事項）に関し、開設者兼卸売業者の場合は、開設者と卸売業者の連名による公表で差し支えない。

第 6 認定証の交付について

- 知事は、法第 13 条第 1 項の認定をしたときは、開設者に対し、別記様式第 8 号で定める認定証を交付する。

第 7 検査員証について

- 法第 1 4 条において準用する法第 1 2 条第 3 項の身分を示す証明書は、石川県職員証とする。

第 8 その他

- 開設者は、知事の求めに応じ、開設者の業務又は財産に関する報告・資料の提出、立入検査に協力しなければならない。
- 開設者は、取引参加者が遵守事項に違反した場合には、指導及び助言、是正の求め等の措置を講ずるとともに、卸売業者の事業報告書等を通じて卸売業者の財務の状況を定期的に確認する。

附則

この要領は、令和元年 12 月 21 日から施行する。

認定申請書

石川県知事 氏 名 殿

年 月 日提出
法人番号： 所
住 所
代表者の役職及び氏名 印

卸売市場法第 13 条第 1 項の規定により、地方卸売市場の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

(記載上の注意)

1. 改正前の卸売市場法第 2 条第 4 項に規定する地方卸売市場に係る改正卸売市場法附則第 3 条第 3 項の申請については、2、6 及び 7 の事項の記載を省略することができる。
2. 添付する業務規程については、策定又は変更に関する意思の決定を証する書面を添付すること。
3. 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

1 卸売市場の名称

2 卸売市場の位置及び施設に関する事項

(1) 位置

(2) 施設

施設の名称	施設の面積	設置年月
	m ²	年 月
	m ²	年 月
	m ²	年 月
	m ²	年 月
	m ²	年 月
	m ²	年 月
	m ²	年 月
	m ²	年 月
	m ²	年 月
	m ²	年 月
	m ²	年 月

(記載上の注意) 卸売場、仲卸売場及び倉庫 (冷蔵又は冷凍で保管するものを含む。) については、生鮮食料品等の区分ごとに記載すること。

3 卸売市場の取扱品目並びに取扱品目ごとの取扱いの数量及び金額に関する事項

(1) 取扱品目：

(2) 取扱品目ごとの取扱いの数量及び金額の実績及び見込み

取扱品目	実績 (年度)	見込み (年度)
	トン 千円	トン 千円
	トン 千円	トン 千円

(記載上の注意)

1. 実績の欄には直近年度の数量及び金額を実績で記載するとともに、見込みの欄には申請年度の数量及び金額を見込みで記載すること。
2. 花きの取扱いの数量については、記載を省略することができる。以下同じ。

4 卸売市場の業務の運営体制に関する事項

(記載上の注意) 組織図で示し、これに各部門を担当する役員の氏名、担当業務の従事職員数及び業務の概要を付記すること。

5 卸売市場の業務の運営に必要な資金の確保に関する事項

(1) 収支の状況については、別添「 」のとおり

(記載上の注意)

(2) 取引参加者以外の関係事業者に関する事項

業 種	業者数

(開設者の連絡先)

部署名 :

TEL :

FAX :

e-mail :

別表

収入	実績 (年度)	見込み (年度)	支出	実績 (年度)	見込み (年度)
総収入			総支出		
前年度繰越金			市場管理費(営業用)		
使用料計			人件費(注4)		
売上高割使用料			事務費(注5)		
面積割使用料			建設収収費(総事業費)		
と畜場使用料			うち付帯事務費		
その他			うち補助対象事業費		
地方債返還			うち附帯事務費		
国庫補助金			地方債還金		
うち建設収収に係る補助金			利息還金		
都道府県補助金			うち市場事業に係る償還金		
うち建設収収に係る補助金			うち建設収収に係る償還金		
一般会計からの繰出金			うち旧年度繰前可償分 (注6)		
指導監督の経費繰出金			元金償還金		
建設収収費繰出金			うち市場事業に係る償還金		
と畜事業繰越繰出金			うち建設収収に係る償還金		
その他繰出金			と畜事業に係る償還金		
貸付金			企業向け設備費		
貸付金利息			繰上り税金		
受取利息及び雑益金			貸付金		
その他			その他		
うち受益者負担金分(注7)			うち○○○○(注8)		
うち○○○○(注8)			うち○○○○		
うち○○○○			要項繰越金		

(記載上の注意)

1. 実績の欄には直近年度の金額を実績で記載するとともに、見込みの欄には申請年度の金額を見込みで記載すること。
2. 受益者負担金分は、卸売業者等の光熱費等使用料として業者が負担すべき費用分を記入すること。
3. その他のうち受益者負担金分以外で額が大きい項目を記入すること。
4. 人件費は、給与、退職金、賃金、報酬、諸手当、法定福利費、厚生福利費を加算したものを記入すること。
5. 事務費は、市場管理費から人件費を控除した額を記入すること。
6. 平成4年度以降の許可債に係る支払利息分を記入すること。

別記様式第2号 (要領第3の6、省令第21条第1項関係)

事業報告書

(年 月 日から 年 月 日まで)

開設者 様

卸売市場の名称
住 所
卸 売 業 者 名 称 印
代表者の役職及び氏名

卸売市場法第13条第5項第5号の表の5の項(2)の規定により、事業報告書について、次のとおり提出します。

(記載上の注意)

1. 以下の項目について、総会資料等により確認できる場合は、それによることが出来る。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第1 業務の状況

1 組織に関する事項

(1) 事業運営組織

(記載上の注意) 組織図(取締役、監査役等の別を付記すること。)示し、これに各部門を担当する役職員の氏名(部長以上)、担当業務の概要、従業員数等を付記すること。

(2) 役員の略歴

役名及び職名	氏 名 (生年月日及び住所)	略 歴

(3) 役員及び従業員の状況

区 分	人 数	人 数		平均年齢 歳	平均勤続年 数 歳
		うち女性	人		
常 勤	人	人			
非 常 勤					
小 計					

従業員	営業関係							
	事務関係							
	小計							
	合計							
	臨時職員年間平均雇用人 数							

(記載上の注意)

1. 従業員との兼務役員は、役員の項に記載すること。
2. 臨時職員年間平均雇用人数の項には、当該事業年度において雇用した延日数を当該事業年度の営業日数で除して得た数値の小数点以下を四捨五入して整数で記載すること。

(4) 株主構成

区分	役員	従業員	出荷者	仲 業 者	卸 者	売 参 加 者	開設者	その他	合計
総株主等の議 決権の数 (A)									
保有する議決 権の数 (B)									
割合 (B/A)	%	%	%	%	%	%	%	%	% 100.00

(記載上の注意)

1. 「総株主等」とは、総株主、総社員又は総出資者をいう。以下同じ。
2. 「議決権」とは、株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 879 条第 3 項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。
3. 売買参加者とは、仲卸業者以外の買受人であつて、開設者による承認、登録等を行っている者をいう。以下同じ。

2 卸売業務の状況

(1) 卸売業務に係る取扱品目についての取扱高及び売上損益

種類	受託販売			買付販売			卸売業務合計		
	数量	金額	委託手数料	数量	金額	買付販売(損失)金額	数量	金額	販売利益(損失)金額
	トン	千円	千円	トン	千円	千円	トン	千円	千円
当期合計 (A)									
前年同期 (B)									
前年同期対 比 (B/A)	%	%	%	%	%	%	%	%	%

(記載上の注意)

1. 種類の欄には、取扱品目の区分に応じ、

- ① 野菜及び果実 (以下「青果」という。) に属するものにあつては、野菜 (輸入に係るものを除く。)、輸入野菜、果実 (輸入に係るものを除く。) 及び輸入果実
 - ② 生鮮水産物に属するものにあつては、生鮮水産物 (冷凍水産物を除く。) 及び冷凍水産物
 - ③ 肉類に属するものにあつては、牛枝肉 (輸入に係るものを除く。)、牛部分肉 (輸入に係るものを除く。)、輸入牛肉、豚枝肉 (輸入に係るものを除く。)、豚部分肉 (輸入に係るものを除く。)、輸入豚肉及びその他 (肉類加工品を除く。)
 - ④ 花きに属するものにあつては、切花、鉢物、枝物、植木及びその他
 - ⑤ その他の生鮮食料品等に属するものにあつては、農産加工品 (つげ物及び青果加工品を除く。)、つげ物、青果加工品 (つげ物を除く。)、水産加工品 (塩干加工品を除く。)、塩干加工品、肉類加工品及びその他
- に、それぞれ区分して記載すること。
2. 花きの数量の単位は、本・鉢とする。

(2) 集荷先別取扱高の状況

区分 種類	生産者個人	生産者 任意 組合	出 団 荷 体	産 出 業 者	商 社	他市場 卸 業 者	他市場 卸 業 者	その他	合計	備考
	千円 ()	千円 ()	千円 ()	千円 ()	千円 ()	千円 ()	千円 ()	千円 ()	千円 ()	
合 計	()	()	()	()	()	()	()	()	()	

(記載上の注意)

1. 種類の欄には、取扱品目の区分に応じ、

- ① 青果に属するものにあつては、野菜及び果実
- ② 生鮮水産物に属するものにあつては、生鮮水産物（冷凍水産物を除く。）及び冷凍水産物
- ③ 肉類に属するものにあつては、牛肉、豚肉及びその他
- ④ 花きに属するものにあつては、切花、鉢物及びその他
- ⑤ その他の生鮮食料品等に属するものにあつては、農産加工品（青果加工品を除く。）、青果加工品、水産加工品（塩干加工品を除く。）、塩干加工品、肉類加工品及びその他に、それぞれ区分して記載すること。
2. 出荷団体の欄には、単協、県連及び全国連からの集荷に係るものを記載すること。
3. 青果又は青果加工品に属するものにあつては、輸入青果物取扱業者からの集荷に係るものは商社の欄に記載すること。
4. 生鮮水産物、水産加工品（塩干加工品を除く。）又は塩干加工品に属するものにあつては、産地市場からの集荷に係るものは出荷団体の欄に、産地仲買人及び産地加工業者からの集荷に係るものは産地出荷業者の欄に、水産会社からの集荷に係るものは商社の欄と他市場卸売業者の欄の間に水産会社の欄を設け当該水産会社の欄に、消費地市場からの集荷に係るものは他市場卸売業者の欄又は他市場仲卸業者の欄に、消費地の問屋、加工業者等からの集荷に係るものはその他の欄に、それぞれ記載すること。
5. 肉類又は肉類加工品に属するものにあつては、産地食肉センターからの集荷に係るものは出荷団体の欄に、家畜商からの集荷に係るものは産地出荷業者の欄に、食肉加工会社からの集荷に係るものは商社の欄に、それぞれ記載すること。
6. 買付集荷に係るものにあつては、() に内数で記載すること。

(3) 販売先別取扱高及び販売代金の平均回収日数の状況

区分	仲卸業者		売買参加者		自社等		第三者					
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	うち他市場 への転送		合計			
種類	トン	千円	トン	千円	トン	千円	トン	千円	トン	千円	トン	千円
平均回 収日数	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日

(記載上の注意)

1. 種類の欄は、2の(2)の記載上の注意の1の区分に準じて記載すること。
2. 花きの数量の単位は、2の(1)の記載上の注意の2に準じて記載すること。
3. 自社等の欄には、卸売業者自身が卸売の相手方として買い受けたもの及び卸売を行っている市場における他の卸売業者へ販売したものを記載すること。
4. 第三者の欄には、仲卸業者、売買参加者及び自社等以外の者へ販売したものを記載すること。他市場への転送欄には、他市場の卸売業者又は仲卸業者へ販売したものを内数で記載すること。
5. 平均回収日数は、次の算式により算出するものとする。

$$\text{平均回収日数} = L \times 1 / A$$

Lは、当該事業年度の日数
Aは、当該事業年度の卸売業務に係る売上高を卸売業務に係る売掛金及び受取手形の平均月末残高（当該事業年度の期首繰越高及び期中の各月末残高の合計額を当該事業年度の月数に1を加算して得たもので除して得た金額をいう。以下同じ。）で除して得た数値

(4) 販売方法別取引の状況

区分 種類	せり・入札				相対取引				合 計			
			うち商物 分離取引				うち商物 分離取引				うち商物 分離取引	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
	トン	千円	トン	千円	トン	千円	トン	千円	トン	千円	トン	千円
合計												

(記載上の注意)

1. 種類の欄は、2の(2)の記載上の注意の1の区分に準じて記載すること。
2. 花きの数量の単位は、2の(1)の記載上の注意の2に準じて記載すること。
3. せり・入札及び相対取引以外の売買取引の方法により販売を行ったものは、相対取引の欄と
合計の欄の間に当該取引方法の欄を設けて記載すること。

(5) 受託拒否の状況

件 数	主な品目	拒否した主な理由

(6) 受託販売に係る委託者への代金決済の状況

支払いまでの日数		備 考
最高日数	平均日数	
日	日	

(記載上の注意)

1. 平均日数は、次の算式により算出するものとする。
平均日数＝L×1/A
Lは、当該事業年度の日数
Aは、当該事業年度の卸売業務に係る受託販売高（委託手数料を除く。）を、卸売業務に係る受託販売未払金及び支払手形（受託販売の支払いに関するものに限る。）の平均月末残高で除して得た数値
2. 備考の欄には、代金決済の概況、代金決済の遅延の事由その他の特記すべき事項を記載する。

(7) 奨励金等の交付状況

奨励金等の種類	対象品目	交付基準 (交付率等)	交付金額 千円	交付金額に 対応する 卸売金額 千円	交付先の 数	備考
	小計					
	小計					
	合計					

(記載上の注意)

1. 対象品目の欄は、出荷者を対象とする奨励金等がある場合に記載することとし、2の(2)の記載上の注意の1の区分に準じて記載すること。
2. 交付基準の欄には、一定の交付基準を定めて交付した奨励金等をその交付基準ごとに区分して記載すること。
3. 交付金額、交付金額に対応する卸売金額及び交付先の数の欄には、交付基準の欄において区分して記載した交付基準ごとに金額及び交付先の数を記載すること。
4. 備考の欄には、主な交付先その他の特記すべき事項を記載すること。

第2 経理の状況

(記載上の注意) 貸借対照表及び損益計算書若しくはこれらに準ずる書類を添付すること。

別記様式第3号 (要領第3の2、省令第25条第1項関係)

認定事項の変更に係る認定申請書

石川県知事 氏 名 殿

年 月 日 提出
名 称
法人番号：
住 所
代表者の役職及び氏名 印

卸売市場法第14条において準用する同法第6条第1項の規定により、地方卸売市場に係る認定事項の変更について認定を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由
- 3 変更内容の施行年月日

【添付書類】

- ①
- ②
- ③
- ④
- ⑤

(記載上の注意)

1. 変更の内容については、変更前と変更後を対比して記載するとともに、変更後の認定申請書〔別記様式第1号〕を添付すること。
2. 省令第17条第3項に掲げる添付書類のうち、当該変更に伴いその内容が変更されるものを添付すること。
3. 業務規程の変更を伴う場合には、変更後の業務規程のほか、当該変更に関する意思の決定を証する書面を添付すること。
4. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第4号 (要領第3の3、省令第27条第1項関係)

認定事項の軽微な変更に係る届出書

石川県知事 氏 名 殿

年 月 日 提出
名 称
住 法人番号：
所
代表者の役職及び氏名 印

卸売市場法第14条において読み替えて準用する同法第6条第2項の規定により、地方卸売市場の認定事項の軽微な変更について、次のとおり届出します。

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由
- 3 変更内容の施行年月日

【添付書類】

- ①
- ②
- ③
- ④
- ⑤

(記載上の注意)

1. 変更の内容については、変更前と変更後を対比して記載するとともに、変更後の認定申請書〔別記様式第1号〕を添付すること。
2. 認定申請書〔別記様式第1号〕の2の(2)、3の(2)並びに4から7までの事項の変更のうち、第26条に定める軽微な変更に該当するものについては、第27条第2項に基づき、変更の都度届け出る必要はなく、卸売市場法第14条において読み替えて準用する同法第12条第1項の規定による毎年度の卸売市場の運営状況の報告においてその変更の内容を記載すれば足りる。
3. 第17条第3項に掲げる添付書類のうち、当該変更に伴いその内容が変更されるものを添付すること。
4. 業務規程の変更を伴う場合には、変更後の業務規程のほか、当該変更に関する意思の決定を証する書面を添付すること。
5. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

業務の休止又は廃止に係る届出書

石川県知事 氏 名 殿

年 月 日 提出
名 称
法人番号：
住 所

代表者の役職及び氏名 印

卸売市場法第14条において読み替えて準用する同法第7条の規定により、地方卸売市場の業務の休止〔廃止〕について、次のとおり届出します。

- 1 休止〔廃止〕の内容
- 2 休止〔廃止〕の理由
- 3 休止する期間〔廃止する年月日〕

- 4 取引参加者への通知の状況
(記載例) 月 日 (休止又は廃止の30日以上前) から、市場内の掲示版に掲示するとともに、市場受付で周知文書を配布している。

(記載上の注意)

1. 廃止の届出にあつては、〔 〕の文言とすること。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第 6 号 (要領第 3 の 5、省令第 29 条関係)

中央卸売市場の認定申請に係る届出書

石川県知事 氏 名 殿

年 月 日提出
名 称
法人番号：
住 所
代表者の役職及び氏名 印

年 月 日付けで農林水産大臣に対して中央卸売市場の認定申請を行いましたので、
卸売市場第 14 条において読み替えて準用する同法第 8 条第 2 項の規定により届出します。

(記載上の注意) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記様式第7号 (要領第3の6、省令第30条第1項関係)

運 営 状 況 報 告 書
(年 月 日から 年 月 日まで)

石川県知事 氏 名 殿

卸 売 市 場 の 名 称
法 人 名 称
法 人 番 号 :
住 所
代 表 者 の 役 職 及 び 氏 名 印

卸売市場法第14条において読み替えて準用する同法第12条第1項の規定により、当該
地方卸売市場の運営の状況について、次のとおり報告します。

(記載上の注意)

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

1 卸売市場の取扱品目ごとの取扱いの数量及び金額の状況

取扱品目	実績（年度）
	トン
	千円
	トン
	千円
	トン
	千円

(記載上の注意)

1. 実績の欄には当該年度の数量及び金額を実績で記載すること。
2. 花きの取扱いの数量については、記載を省略することができる。以下同じ

2 卸売市場の業務の運営体制の状況

(記載上の注意) 当該年度末時点の運営体制について組織図で示し、これに各部門を担当する役員の氏名、担当業務の従事職員数及び業務の概要を付記すること。

3 卸売市場の業務の運営に必要な資金の確保の状況
収支の状況については、別添「 」のとおり

(記載上の注意) 当該年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずる書類、若しくは別表を添付すること。

4 卸売市場の業務の運営に係る公表の状況

(1) 売買取引の結果等 (卸売市場法第4条第5項第3号ロ (第13条第5項第3号ロ))

(2) 売買取引の方法 (卸売市場法第4条第5項第4号イ (第13条第5項第4号イ))

(3) 決済の方法 (卸売市場法第4条第5項第4号ロ (第13条第5項第4号ロ))

(記載上の注意)

1. インターネットを利用して公表している場合には、該当ページの URL を記載すること。
2. その他の方法で公表している場合には、その方法を記載するとともに、公表内容が分かる資料 ((1) にあっては一例で構わない。) を添付すること。

5 監督措置の実施状況

①検査の実績

対象業者名	実施年月日	検査の内容

②その他の措置の主な実績

対象業者名	実施年月日	措置の内容

(記載上の注意)

1. 複数の市場がある場合には、市場ごとに表を作成すること。
2. 「その他の措置の主な実績」には、検査以外の監督措置のうち、是正の求めなど主なものの実績を記載すること。

6 取引参加者の状況

(1) 卸売業者

①卸売業者の状況

名称	代表者名	取扱品目	取扱実績 トン 千円	純資産額 千円	経常損益 千円	備考

(記載上の注意)

1. 取扱実績、純資産額及び経常損益の欄は、直近年度の数量及び金額を記載すること。
2. 純資産額とは、卸売業者の貸借対照表の純資産合計の額をいう。
3. 備考欄には、複数の市場がある場合に、卸売業者が卸売の業務を行っている市場名を記載すること。

(2) 卸売業者以外の取引参加者

取扱品目	仲卸業者数	売買参加者数

(記載上の注意)

1. 認定事項の軽微な変更の状況として報告する必要がない場合には、記載を省略することができる。
2. 売買参加者数の欄には、仲卸業者以外の買受人であって、開設者による承認、登録等を行っている者の数を記載すること。

(3) 取引参加者以外の関係事業者

業種	業者数

(記載上の注意) 認定事項の軽微な変更の状況として報告する必要がない場合には、記載を省略することができる。

7 認定事項の軽微な変更の状況

①変更の内容

②変更の理由

③変更内容の施行年月日

(記載上の注意)

1. 省令第27条第2項に基づき、当該運営状況報告書による報告をもって認定事項の軽微な変更の届出書〔別記様式第4号〕の提出に代える場合に記載すること。
2. 変更の内容については、変更前と変更後を対比して記載するとともに、変更後の認定申請書〔別記様式第1号〕を添付すること。
3. 省令第17条第3項に掲げる添付書類のうち、当該変更に伴いその内容が変更されるものを添付すること。
4. 業務規程の変更を伴う場合には、変更後の業務規程のほか、当該変更に関する意思の決定を証する書面を添付すること。

(開設者の連絡先)

部署名：

TEL：

FAX：

e-mail：

別表

収入	実績 (年度)	見込み (年度)	支出	実績 (年度)	見込み (年度)
総収入			総支出		
前年度繰越金			市場管理費(営業費用)		
使財計			人件費(注4)		
売上高割使用料			事務費(注5)		
面割割使用料			建設改良費(総事業費)		
と営業使用料			うち措置事務費		
その他			うち補助内係事務費		
地方債配当			うち措置事務費		
国庫補助金			地方債償還金		
うち建設改良に係る補助金			利債償還金		
都道府県補助金			うち市場事務に係る償還金		
うち建設改良に係る補助金			うち建設改良に係る償還金		
一般会計からの繰出金			うち14年度以降の許可債分(注6)		
指導監督的繰越繰出金			元金償還金		
建設改良費繰出金			うち市場事務に係る償還金		
と畜事業費繰出金			うち建設改良に係る償還金		
その他繰出金			と畜事業に係る償還金		
貸付金			企業債償還金		
貸付金利息			繰上り入金		
受取利息及び配当金			貸付金		
その他			その他		
うち受益者負担金(注7)			うち〇〇〇〇(注8)		
うち〇〇〇〇(注8)			うち〇〇〇〇		
うち〇〇〇〇			翌年度繰越金		

(記載上の注意)

1. 実績の欄には当該年度の金額を実績で記載するとともに、見込みの欄には次年度の金額を見込みで記載すること。
2. 受益者負担金分は、卸売業者等の光熱費等使用料として業者が負担すべき費用分を記入すること。
3. その他のうち受益者負担金分以外で額が大きい項目を記入すること。
4. 人件費は、給与、退職金、賃金、報酬、諸手当、法定福利費、厚生福利費を加算したものを記入すること。
5. 事務費は、市場管理費から人件費を控除した額を記入すること。
6. 平成4年度以降の許可債に係る支払利息分を記入すること。

地方卸売市場開設認定証

名 称

所 在 地

開設者の名称

開設者の住所

認定年月日
及び認定番号

年 月 日
石川県指令生流第

号

卸売市場法第 13 条の規定により、地方卸売市場として認定済みであることを証する。

年 月 日

石川県知事



7 卸売市場関係各種手続一覧（令和2年6月20日まで）

(1) 地方卸売市場

提出事項 (根拠法令)	手続事項 (根拠法令)	提出者	提出時期	提出先 (あて名)	経由機関 (根拠法令)	受取機関	提出部数
開設の許可 (法第55条)	許可の申請 法第56条 県条例第2条、第3条、第4条 県規則第2条	開する者	開設しようとするとき	知事あて	—	石川県 生産流通課	1部
廃止の許可 (法第60条)	許可の申請 (県条例第10条)	開設者	廃止しようとするとき	同上	—	同上	同上
営業の譲渡し及び譲受け並びに合併又は分割の認可（開設者の場合） (県条例第6条)	認可の申請 (県規則第7条、第8条)	開設者 (譲渡人、譲受人連署)	営業の譲渡し及び譲受け並びに合併又は分割しようとするとき	同上	—	同上	同上
相続の認可（開設者の場合） (県条例第7条)	認可の申請 (県規則第9条)	開設者	死亡の日から起算して60日以内 (県条例第7条第3項)	同上	—	同上	同上
名称変更等の届出（開設者の場合） (県条例第9条) ・業務の開始 ・業務の休止 ・業務の再開 ・氏名の変更 ・名称の変更 ・住所の変更 ・資本額の変更 ・出資の額の変更 ・役員の変更 ・施設の種類の変更 ・施設の規模の変更 ・施設の配置の変更 ・施設の構造の変更	届出	開設者	変更等をしたとき	同上	—	同上	同上
業務規程の変更の承認 (法第64条)	承認の申請 (県条例第8条) ※	開設者	業務規程の変更をしようとするとき	同上	—	同上	同上

※ ①開場の期日及び時間、②卸売の業務に係る売買取引及び決済の方法に関する事項、③卸売の業務を行なう者に関する事項、④卸売の業務を行う者以外の関係事業者に関する事項に係る承認の申請には、利害関係者又は市場取引委員会の意見を聴かなければならない。（県条例第8条第2項）

提出事項 (根拠法令)	手続事項 (根拠法令)	提出者	提出時期	提出先 (あて名)	経由機関 (根拠法令)	受取機関	提出部数
卸売業務の許可 (法第 58 条)	許可の申請 県条例第 11 条、第 12 条 県規則第 11 条	卸売業務を行おうとする者	卸売業務を行おうとするとき	知事あて	開設者を經由 (法第 58 条)	石川県 生産流通課	1 部
卸売業務の廃止の届出 (県条例第 16 条)	届出 (県規則第 16 条)	卸売業者	卸売業務を廃止したとき	同上	—	同上	同上
せり人の届出 (県条例第 22 条)	届出 (県規則第 21 条)	卸売業者	せり人を置いたとき	同上	—	同上	同上
営業の譲渡し及び譲受け並びに合併又は分割の認可(卸売業者の場合) (県条例第 14 条第 1 項)	認可の申請 (県規則第 14 条)	卸売業者 (譲渡人、譲受人連署)	営業の譲渡し及び譲受け並びに合併又は分割しようとするとき	同上	—	同上	同上
相続の認可(卸売業者の場合) (県条例第 14 条第 2 項)	認可の申請 (県規則第 15 条)	卸売業者	死亡の日から起算して 60 日以内 (県条例第 14 条)	同上	—	同上	同上
名称変更等の届出(卸売業者の場合) (県条例第 15 条) ・業務の開始 ・業務の休止 ・業務の再開 ・氏名の変更 ・名称の変更 ・住所の変更 ・資本額の変更 ・出資の額の変更 ・役員の変更	届出	卸売業者	変更等をしたとき	同上	—	同上	同上
事業報告書の提出 (県条例第 25 条)	報告 (県規則第 22 条)	卸売業者	翌年の 3 月 31 日まで 法人にあっては、 事業年度終了後 90 日 以内	同上	—	同上	同上

(2) 地区卸売市場

提出事項 (根拠法令)	手続事項 (根拠法令)	提出者	提出時期	提出先 (あて名)	経由機関 (根拠法令)	受取機関	提出部数
開設の届出 (県条例第 26 条)	届出	開設しようとする者	開設しようとするとき	知事あて	—	石川県 生産流通課	1 部
卸売業務の届出 (県条例第 27 条)	届出	卸売業務を行おうとする者	卸売業務を行おうとするとき	同上	—	同上	同上
廃止等の届出 (県条例第 28 条) ・業務の開始 ・業務の休止 ・業務の再開 ・氏名の変更 ・名称の変更 ・住所の変更 ・資本額の変更 ・出資の額の変更 ・役員の変更 ・地区卸売市場の名称の変更 ・地区卸売市場の位置の変更 ・地区卸売市場の面積の変更 ・施設の種類の変更 ・施設の規模の変更 ・施設の配置の変更 ・施設の構造の変更 ・取扱品目の変更 ・開場の期日の変更 ・開場の時間の変更 ・卸売の業務に係る売買取引の方法の変更 ・卸売の業務に係る決済の方法の変更 ・施設の使用料の変更 ・卸売の業務を行う市場の変更 ・卸売の業務を行う品目の変更 ・業務又は卸売の業務を廃止したとき	届出	開設者 卸売業者	変更等をしたとき	同上	—	同上	同上
事業報告書の提出 (県条例第 30 条)	報告 (県規則第 23 条)	卸売業者	翌年の 3 月 31 日まで 法人にあつては、 事業年度終了後 90 日 以内	同上	—	同上	同上

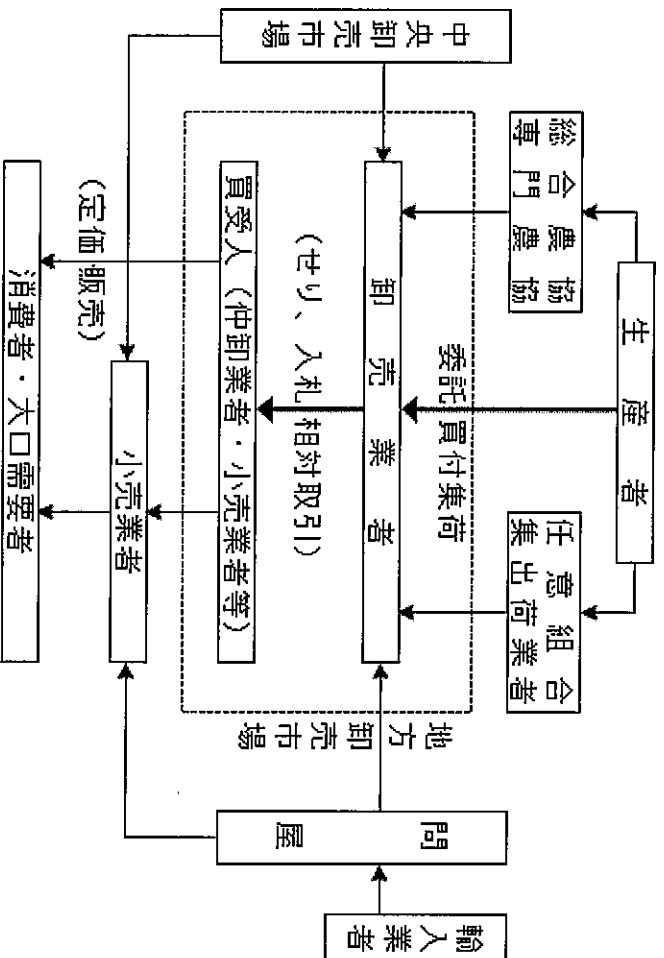
8 卸売市場関係各種手続一覧（令和2年6月21日から）
地方卸売市場

提出事項 (根拠法令)	手続事項 (根拠法令)	提出者	提出時期	提出先 (あて名)	受取機関	様式
開設の認定 (法第13条)	申請 (法第13条)	開設しようとする者	開設しようとするとき	知事あて	石川県 生産流通課	別記様式第1号
業務の全部又は一部の休止及び廃止の届出 (法第14条(第7条準用))	届出 (法第14条(第7条準用))	開設者	休止又は廃止しようとするとき	同上	同上	別記様式第5号
卸売市場の運営状況の報告 (法第14条(第12条準用))	報告 (法第14条(第12条準用))	開設者	毎年度経過後4ヶ月以内	同上	同上	別記様式第7号
名称変更等の届出 (法第14条(第6条第1項準用)) 1 認定申請書の次を変更する場合 ・開設者を変更する場合 ・卸売市場の位置を変更する場合 ・施設の名称変更又は施設の面積が10%超増減する場合 ・取扱品目を変更する場合(追加、変更、削除等) ・開設者の組織の人員が10%以上減少する場合 ・卸売業者を変更する場合 ・取扱品目において卸売業者が存在しなくなる場合 2 業務規程の次を変更する場合 ・卸売市場法第13条第5項第3号イ、ロ、ハの事項を変更する場合 イ 差別的取扱の禁止 ロ 卸売の数量・価格等の公表 ハ 取引参加者への指導等 ・卸売市場法第13条第5項第4号イ、ロの事項を変更する場合 イ 売買取引の方法の公表 ロ 支払期日、支払方法等の公表 ・遵守事項を変更する場合	届出 (法第14条(第6条第1項準用))	開設者	変更等をしたとき	同上	同上	別記様式第3号

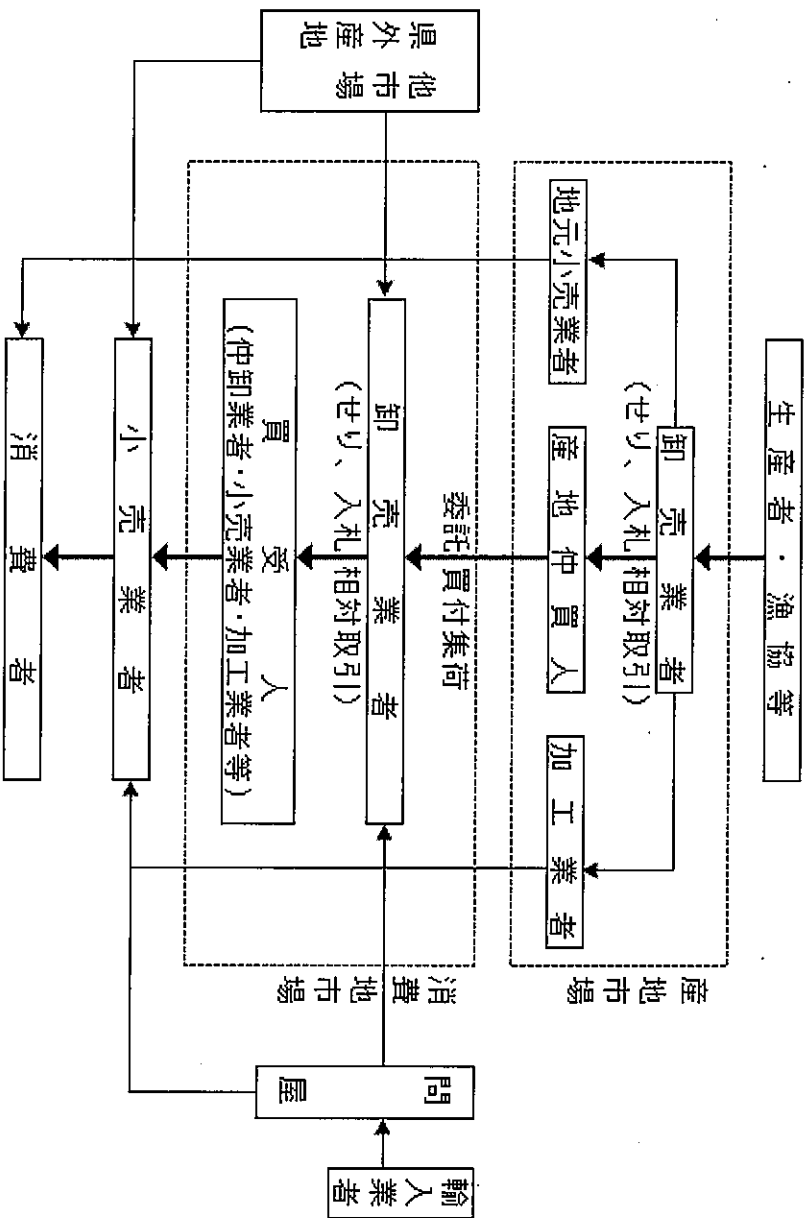
提出事項 (根拠法令)	手続事項 (根拠法令)	提出者	提出時期	提出先 (あて名)	受取機関	様式
認定事項又は業務規程の軽微な変更 (法第14条(第6条第2項準用)) 1 届出が必要な軽微な変更 ・開設者の名称、住所、代表者の氏名を変更する場合 ・卸売市場の名称を変更する場合 ※以下の軽微な変更については、毎年開設者が提出者する運営状況報告書に記載することで足りる。 2 認定申請書(別記様式第1号)の軽微な変更 ・施設の全体面積が10%以内の増減 ・取扱品目ごとの取扱の数量、金額に関する事項 ・卸売市場の業務の運営体制に関する事項 ・卸売市場の業務の運営に必要な資金の確保に関する事項 ・卸売業者に関する事項(名称、代表者名、取扱品目の変更) ・卸売業者以外の取引参加者その他の関係事業者に関する事項 3 業務規程の軽微な変更 ・「名称変更等の届出」において申請が必要な事項以外に変更した事項	届出 (法第14条(第6条第2項準用)) 届出	開設者 開設者	変更等をしたとき 毎年度経過後4ヶ月以内	同上 同上	同上 同上	別記様式第4号 別記様式第7号
中央卸売市場の認定申請に係る届出書 (法第14条(第8条第2項準用))	届出 (第8条第2項準用))	開設者	中央卸売市場の認定を行う時	同上	同上	別記様式第6号
卸売業者の事業報告書の提出 (法第14条(第12条準用))	報告 (法第14条(第12条準用))	卸売業者	事業年度経過後90日以内	開設者	開設者	別記様式第2号

9 地方卸売市場における流通経路

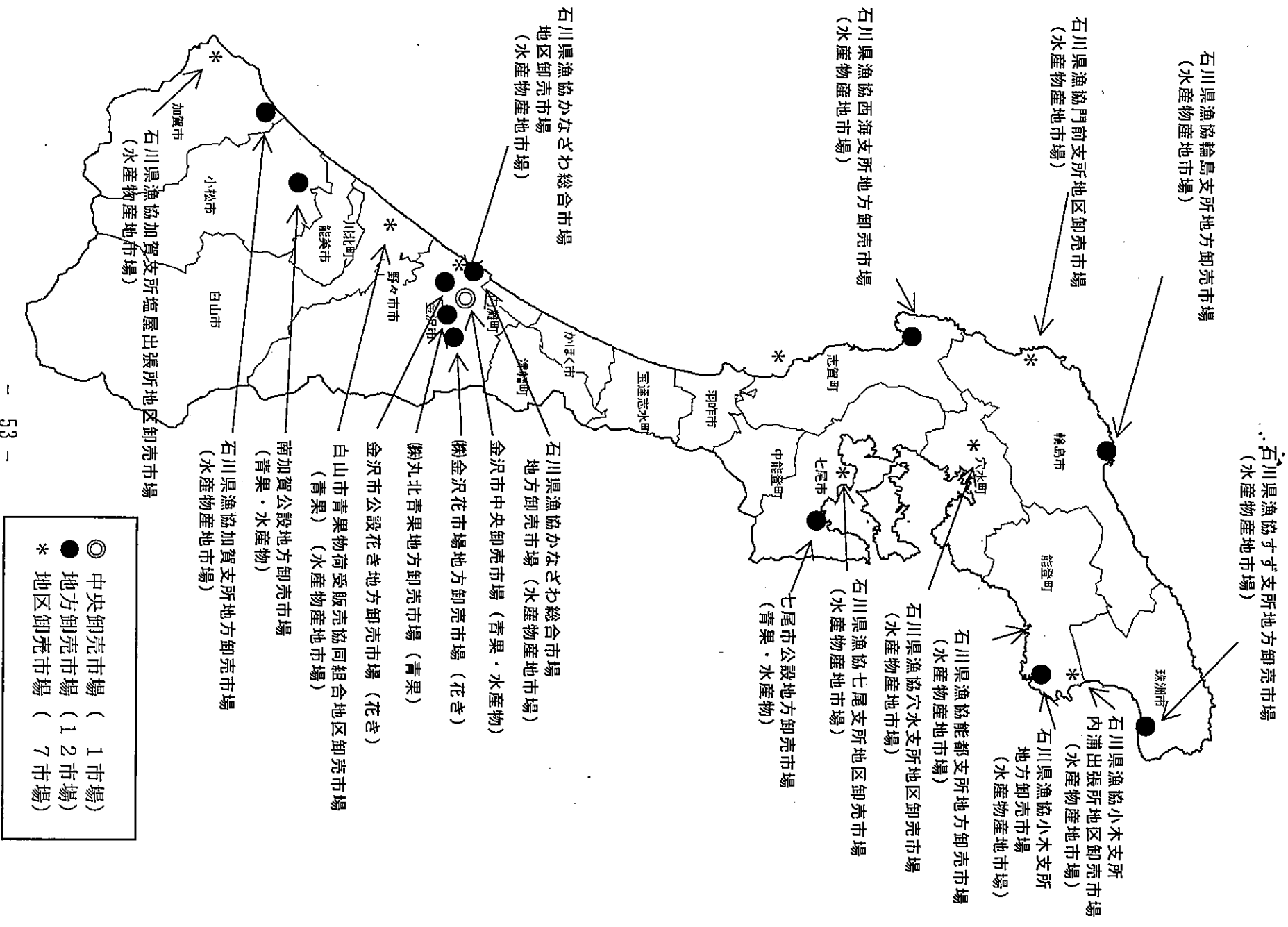
(1) 青果物の流通経路図



(2) 水産物の流通経路



1 1 県内卸売市場位置図



令和元年度 石川県卸売市場の概要

令和 2 年 3 月発行

石川県 農林水産部 生産流通課
〒920-8580 石川県金沢市鞍月 1 丁目 1 番地
直通電話 (076) 225-1621
ファックス (076) 225-1624
E-mail e210300@pref.ishikawa.lg.jp
<http://www.pref.ishikawa.jp/nousan/index.html>